

第4回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 (会 議 録)

日時：平成20年7月24日(木)
午後1時30分から
場所：小林市役所4階大会議室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第4回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会会議次第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 小委員会の運営について 公開・非公開について

5 協議事項について

(1) 高原町・野尻町域の地域自治組織について

(2) 総合支所の機能について

(3) 次回の検討事項について

6 その他

確認事項について

第5回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

第6回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

第7回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会臨時開催について

第8回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について

7 閉 会

第4回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 出席者

小林市・高原町・野尻町合併協議会委員

1. 委員	小島 利春	7. 委員	下別府 明
2. 〃	松元 朝則	8. 〃	坂下 実千代
3. 〃	入佐 廣登	9. 〃	竹之内 昭一
4. 〃	淵上 貞継	10. 〃	瀬戸口 美智子
5. 〃	種子田 與市	11. 〃	赤崎 峯雄
6. 〃	坂本 新平	12. 〃	見越 南州男

(事務局)

事務局次長兼総務グループリーダー	谷川 浩二	事務局員	馬場 倫代
計画グループリーダー	鶴水 義広	〃	楠元 いず美

(専門部会・市町担当者)

企画財政専門部会長	南崎 淳一郎	小林市地域振興課長	井上 晃吉
総務専門部会長	殿所 多美雄	高原町まちづくり推進課長	高妻 経信
小林市企画調整課長	栗原 一夫	高原町総務課長	横山 安博
小林市企画調整課係長	森岡 康志	野尻町総務企画課長	内村 明生

(欠席者)

委員 西岡 長成 (小林市)

以上 (敬称略)

	午後 1 時 3 0 分開会
事務局	<p>皆さんこんにちは。ご案内をいたしました時間に少し早いんですが、全員おそろいでございますので、ただいまから第 4 回の新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会を開会させていただきます。</p> <p>本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます計画グループの鶴水と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>会議に先立ちまして皆様にお願ひをいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにさせていただきますようお願ひいたします。</p> <p>まず初めに、本日の出席委員数は 1 2 名です。小委員会設置規程によりまして、3 分の 2 以上の出席ですので、会議は成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、ここで入佐委員長にごあいさつをお願ひいたします。</p>
委員長	<p>皆さんこんにちは。大変暑い日が続いておりますが、それぞれの委員の皆さんにおかれましては何とか健康に過ごされ、今日は全員参加ということで大変ご苦労様でございます。</p> <p>先般、視察研修も行ったわけですが、今回のレジュメに書いてありますとおり、高原町、野尻町の地域自治組織等について 3 件ほど出ております。皆さん方の忌憚のない意見を出していただきまして、今日の協議がまたスムーズに進みますようよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですがあいさつにかえさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは、ここからは小委員会設置規程の第 6 条によりまして、委員長に議事進行をお願ひいたします。よろしくお願ひします。</p>
委員長	<p>それでは、私のほうで議事を進行してまいりたいと思います。</p> <p>まず、会議録署名委員の指名であります。会議録署名につきましては議長が指名することになっております。本日は、小林市の種子田與市委員と野尻町の淵上貞雄委員にお願ひをいたします。</p> <p>次に、会議の公開についてであります。小委員会設置規程第 6 条によりまして、会議は原則公開とするとあります。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは非公開とすることができると定めてありますが、本日は公開とするということでご異議ありませんか。</p>
委員長	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、本日は公開することにいたします。あわせて会議録についても公開することとさせていただきます。</p> <p>それでは、早速協議に入りたいと思います。</p> <p>まず、前回に引き続き協議事項（1）高原町・野尻町域の地域自治組織について協議いたします。</p> <p>資料にありますように、前回の協議の中で、1 番の地域自治組織の設置につきましては、市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、高原町、野尻町の区域に地域自治区を設置する、また 3 番の地域自治区の設置期間につきましては、合併の日から 6 年以内とする。須木地区と設置期間を合わせる、ということで御確認をいただきました。地域自治区の名称や区長の設置等、そのほかの項目については持ち帰っていただき、再度協議することとなっておりますのでよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ここで地域自治区の設置期間について、事務局から報告があるそうですので、事務局の説明をお願ひいたします。</p> <p>私のほうで説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。お手元の会議資料の 2 ページのほうをお開きいただきたいと思います。</p> <p>ただいま委員長のほうから確認がございましたように、3 番の地域自治区の設置期間につきましては、設置期間は合併の日から 6 年以内とする。また、これにつき</p>

ましては合併期日が具体的に決定していないという中でございますので、6年以内としまして、現在設置されております須木地区と設置期間を合わせるということで御確認をいただいたところでございます。その後、事務局のほうでも全国に38カ所設置されております特例法による地域自治区の実例を、協議書の実例の調査をさせていただいたところでございます。

皆様方のほうに会議資料と一緒に地域自治区の設置に関する協議書という2枚からなる資料があるかと思うんですが、既に郵送をさせていただいた分でございます。これにつきましては、福井県坂井市の地域自治区の設置に関する協議書でございますが、——ない方があればお持ちしたいと思います。——こちらのほうが福井県の坂井市の例でございます。

1ページのほうの第2条のところの下線が引いてございますが、名称につきましては、坂井市の場合は、地域自治区の名称は、それぞれ三国町、丸岡町、春江町、坂井町とするということで、合併前の旧町名を残された形の名称となっております。

そして、その下、設置期間でございますが、第3条としまして、地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。ただし書としまして、ただし、本庁舎が建設された時点で再度検討するというようなただし書になっております。

そして、あわせて第5条、下のほうでございますが、事務所の長というところで、第2項で、地域自治区の設置から事務の方式が総合支所方式から本庁方式に移行するまでの期間は、事務所長に代えて特別職の区長を置く。第3項としまして、区長の報酬の額は、財政状況を考慮し、特段の配慮をもって別に定めるものとなっております。

それから、2ページのほうをご覧くださいますと、第7条の第6項でございますが、地域協議会についてとなっておりますけれども、委員の報酬は支給しない。ただし、委員の費用弁償については別に定める。この合併協の場合は報酬を支給しないということで定められたという事例でございます。

それから、本日お配りしております資料としまして、東臼杵ですが、現在美郷町になりますけれども、地域自治組織の設置についてという資料がお手元にお配りしていると思います。2枚紙になっておりますが、こちらをご覧くださいと思います。

めくっていただきますと、協議書がございます。こちらのほうでは、第2ということで名称がそれぞれ南郷区、西郷区、北郷区となっておりますが、第3の地域自治区の設置期間というところでは、法第5条、合併特例法でありますけれども、法第5条の5の規定に基づく地域自治区を合併後4年間設置することとし、その間において速やかに地域の一体化を図るよう努めることとする。なお、地域自治区の設置から4年目（平成20年度）に地域自治区設置の是非を検討することとし、さらに設置が必要と判断された場合は、地方自治法第202条の4に規定する地域自治区を設置する。これは自治法に基づく一般の地域自治区ということでございます。

そして、第4としまして、地域自治区への特別職の配置ということで、美郷町におきましては、自治法に基づきまして新自治体に助役3名を置くこととし、各地域自治区の担当助役として担当する地域自治区事務所庁舎（支所）に常駐することとする。なお、3名の助役は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任することとし、複数の助役を置く期間は4年間限りとする。

こういった設置期間、あるいは特別職の配置に関してただし書が入っている、あるいは特別の規定を設けている例がございましたので、紹介させていただきました。

今、ご覧いただきましたように、宮崎県内、あるいは北海道におきましては、設置期間を合併後何年間と定めた例が多いわけでございますが、全国的にみますと、先ほど最初にご説明させていただきました坂井市の例に、合併の日から平成28年

	<p>3月31日までとするということで、年度末までの期間にされている例が大半であると。これにつきましては、行政の事務事業というのが年度でやっております関係で、やはり地域自治区としてその年度末までの事業を執行する必要性、あるいは区長を置かれればその決裁権限の有効性の問題がありますので、そういう形で年度末まで設置されるという例が多いということでございます。</p> <p>今回、須木地区のほうと設置期間を合わせるということになりますと、厳密に言いますと須木地区のほうは10年以内としておりましたので、平成28年の3月19日までと、最大でも3月19日までとなるわけでございますが、そうしますと、その年度の、3月31日までの19日間のみが地域自治区設置がもう終了してしまっているということになりますので、事務事業の執行の関係で若干混乱が予想されるということもあるのかなと、そういったことを考慮しますと、合併の日から仮に合わせますと平成28年の3月31日までとするというような規定のほうが、調整の必要がなくなるということと、事務事業が円滑に執行できるのではないかとということも考えたもんですから、ご報告をさせていただきます。</p> <p>以上であります。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいま事務局のほうから、地域自治区の設置期間についての例を2点ほど言っていたいただきましたが、これにつきまして何かご意見がありましたら発言いただきたいと思えます。</p>
<p>松元委員</p>	<p>今その設置期間のやつで事務局のほうからあったんですけれども、6年以内とするという意味と、それを例えば28年3月31日までとすると、ここの意味はちょっと違いますよね、違うでしょう、国語的には。以内とするというのは、その以前に委員長の判断とかそういうのがあって、議会に提示して、時期を早めるという意味が含まれていますよね、以内とするというのは。までとするというと、そこまでだよという、ずっと6年間だよという意味合いにとれないかなと。たしかに行政のいろんな執行の関係からすると、3月31日までというのは妥当だと私も思うんですけど。どうなんですかね。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>事務局。</p> <p>今、松元委員さんよりご指摘いただきましたように、確かに意味としては違ってくると思います。その場合に、先ほどの坂井市の場合はちょっと庁舎改築の問題が出てきましたけども、例えば合併後から平成28年3月31日までとする。ただし、以前に赤崎委員さんのほうからございましたように、合併の時点で評価をし、見直しをするものとするというようなことで、見直しをただし書でうたうと、そのことによって、28年以前に終了することも可能になるというのは思います。</p>
<p>松元委員</p>	<p>そういう文言を入れとった方が、私はいいと、要するに柔軟にということですね。この庁舎も、既に皆さんご承知のとおり震度5で崩壊の恐れありということで、単独でも何とかという話はいろいろ議題にも入っているんです。けども、建替えの時期をやっぱり示していかないと大変ですよ。そういうところもあって、じゃあ庁舎を新市になって、いずれの時期か建て替えなくちゃいけないというのはもう来てるんです、建物からすると。そういうことを考えると、じゃあ今は総合庁舎という形でやってます、支所という、本庁、総合支所方式もやってるけども、そこら辺もいろいろ、一定の、あんまりここで足かせをやっとくと柔軟性が損なわれるというのはありますね。ちょっと何かただし書で私も入れたほうがいいのかないかなという気がしますが。</p>
<p>委員長 赤崎委員</p>	<p>今、ただし書も必要じゃないかという意見がありました。ほかに何かございせんか。赤崎委員。</p> <p>ただし書というのは、合併融合が非常に極めて進捗がよいという状況の判断の中で繰り上がることはあっても、悪いから繰り上がるということはありません。全市民が喜ぶことだというふうな解釈のもとで、ぜひその方向で対応できるところで、取扱いをさせていただくと非常にいいんじゃないかなというふうな気がいたします。</p>

<p>委員長 竹之内委員</p>	<p>ほかに何かございませんか。 今、庁舎の問題が出ましたけれども、やはり大きな面から言えるのは、やっぱり小林市に新しい庁舎を早目につくっていただくということは、やっぱり大きなあれになるんじゃないかなという気がしますけども、やっぱり支所もあれば支所も結局年数があれば建て替えなきゃいけないという問題まで出てくるんじゃないかなという気がしますけども。長い期間を置けば、耐震の問題それぞれ出てくるでしょうから。</p>
<p>松元委員</p>	<p>要は役所の組織機構をどんなふうにつくっていくかということと絡んでいるんですよ。ただ単に庁舎が云々だけじゃなくて、どういう機構を組織をすることによって、市民のより複雑化している行政ニーズに対して的確に対応ができるかよと、それが本庁方式であれ総合支所方式であれ、僕はそここのところはいずれの時点で私はやっぱりいじらないといけないと思っています。これは、首長の、首長の専権事項ですすよね、ここはなかなか、じゃあいつかっていうことになってもこれは難しい問題ですけども、そこら辺を、例えばこの坂井市ですか、ただし、本庁舎が建設された時点で再度検討するっていうような、ものすごく夢がないですよ。本庁舎もつukらないかな、それはわかる。じゃあ、そこで再度検討する、だから、そのまま、まだ延長するかもしれないし、いや、もう本庁方式で行くかもしれないよというような意味合いを含んでいるわけです。そういう僕は柔軟性があっていいんだろうと思います。ここはこういう文言を使ってもいいのかなという気がします。もうここまでをいつまでも先ほどと変わりません。これ、庁舎ももうごまかしは効かないような状態です。</p>
<p>委員長</p>	<p>市役所は県内でも古いほうだったのかちゅうのがありますよね、それは確かにありますけど、何かほかにないですか。——だから、ただし書を入れるという形で、この3番につきましてはよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ご提案でございますが、先ほど申し上げさせていただきましたように、できましたら合併の日から6年以内とするという表現を先ほど申し上げました、地域自治区の設置期間は合併の日から平成28年3月31日までとする。その上で、ただし書を加えるということでもよろしいでしょうか。そのただし書の表現といいますのが、この坂井市のような形で本庁舎建設という、本庁舎が建設された時点で再度検討するという表現がよろしいのか、あるいは別の表現がよろしいのかということがあろうかと思えます。一つの例を申し上げますと、北海道の合併協議会でございますが、こちらのほうの例を申し上げますと、地域自治区の設置期間は合併の日から10年間以内とします。ただし、5年を超えない期間に一定の評価をして見直しを行うとこととしますという表現を使っている例がございました。ですので、一定の期間、例えば6、7年間ございますので、例えば合併後に市長のほうに任期満了の選挙がございます。そういったこと等も総合しますと、例えば特例として5年間経った時点で、一定の評価をして見直しをするということもあると思えますし、先ほどありましたような、新庁舎が建設をされた時点で、再度検討するという表現もあろうかと思えます。あとは皆さん方協議していただいて。</p>
<p>竹之内委員</p>	<p>その新庁舎が、何年にできるかということがはっきりわかれば検討しやすいんじゃないかなと思うけど、それが28年以降にもしなった場合という話しも出てくるんじゃないかと思うんですけども、まあ小林の計画を聞いてみないと、いつになるかということは我々も判断できないわけです。</p>
<p>委員長 松元委員</p>	<p>今出ましたけど、事務局どんなですか。 言葉はどうでもいいんじゃないんですね、4年後、あるいは新庁舎建設とか。文言はどうでもいいです。国語的にはできるんですよ。そういう柔軟性があっていいと思う。</p>
<p>委員長 小林市企画調</p>	<p>担当課長、お願いします。 小林市企画調整課長の栗原と申します。実はうちのほう以前から研究会並びに検</p>

<p>整課長</p>	<p>討会を進めてまいりました。その状況をご説明申し上げますと、当然当初は合併を見据えてというような話もございましたけれども、非常に不透明な要素があるということから、現時点までは今の状況、新小林市の状況でいろいろ検討を進めてまいりました。しかし、4月1日に合併協議会が立ち上がったということから、しばらく新庁舎建設については今のところは協議がなされていない状況であります。協議の中では、合併特例債、新小林市だけ該当しますけれども、これの活用を検討しました結果、該当するという判断のもとにきています。</p> <p>しかしこの期間が、使える期間が確定後10年間ですので、平成27年度までで合併特例債の使用期間が終了いたします。従いまして、それから考えますと、遅くとも平成27年度までには建設が完了するということが基本原則ではなかろうかということをお考えしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいま説明がございましたが、27年度、特例債が期限が切れるということで、それまでには建設できるんじゃないかという話がありますが、庁舎建設だけは特例債が使えるということで。一応28年3月31日という形でよろしいでしょうか。</p>
<p>委員長 松元委員 委員長 松元委員 委員長 赤崎委員</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>じゃあ、そのように決めさせて、よろしいですか。</p> <p>までとする、ただしですよ。</p> <p>ただし、はい。</p> <p>ただしの部分も文言をお互いに確認しとかなないと。</p> <p>ただし、ですね。</p> <p>庁舎建設の問題も大切な問題だけれども、それも十分わかりますけれども、不確定要素が多いという。年度途中、4年ないし3年ないしの中間評価するということになれば、これもうちゃんと設定ができるわけですから。それに向けてお互いに努力するだろうし、励みにもなるだろうし、評価意識が高まるだろうし、そういう意味では、僕は確かなゆるぎない評価の仕方と更新ができる、そう思います。庁舎と一応切り離していくべきだろうと。</p>
<p>委員長 松元委員</p>	<p>庁舎と切り離して。</p> <p>皆さん、どんなでしょうか、今切り離して持っていくべきじゃないかという。</p> <p>先ほど坂本さんおっしゃったように、一定期間、ここのはその合併以降の首長だとか執行権を持っている、首長ですとか、これが新たに決まる議会構成ですね、こういうところでの議論というのは、そこで詰めていくんですね、期間としては。従って、一定の期間という表現が私は気になる。そういうやっぱり柔軟性を持たしておかないと、今は判断材料を持ちませんよね、2年ぐらいで、3年ぐらいで一体感ができるかもしれないし、いやそうじゃない、もうちょっとということもあるよね。</p>
<p>委員長 赤崎委員 委員長 事務局</p>	<p>事務局、どんなですか、28年の3月31日まで。</p> <p>までとし、</p> <p>その中に、ただしを入れて。</p> <p>ただし書をとって、一定期間というのを弾力的な意味で、細かく書かないのか、あるいは委員の任期等とも関係が出てくるんですけども、基本的にいろいろ見ますと2年の任期で委員も変わっていくと。それを考えますと、4年目あたりがひとつの節目になろうかと思いますが、そうしますと25年度、25年度ということになりますね。</p>
<p>委員長 事務局 坂本委員 松元委員 坂本委員</p>	<p>25年も入れるのですか。</p> <p>入れる方法もありますが。</p> <p>どんなことがあるかわからんから、確定しないでちょっと待っていた方がよい。</p> <p>そうそう。</p> <p>何か柔軟性があつたほうが私もいいと思うんです。</p>

松元委員 委員長	合併期間を経過した後、再度検討するという文言でいいんじゃないですかね。 28年の3月31日、ただし、一定期間経過後、ですね。一定期間でよろしいですか。
瀬戸口委員	その一定期間というのは、だれがじゃあ今が一定期間、今がその検討するタイミングっていうのが、漠然としてわかりにくいんじゃないかなという気がするんですけど。
坂本委員	だから、そういうときまた市長がかわったとか議会がかわったとか、そういうときで見直さんといかんときがあるんじゃないかなと。
瀬戸口委員	そういうのが全体でわかって、そういうのを含んで一定期間というのがみんながわかってればいいけど、ただもう一定期間だと、どこをっていう形になるので、先ほど任期が2年とかそれで来るんだったら、2年目、4年目、6年目みたいな形で区切って見直しかかしてたほうがわかりやすいのかなと。
坂本委員	それはわからんんじゃないかと思って。もっとこの合併が出てきた、何が起こるかわからんから、前向きの一定期間、後ろ向きじゃなくて、ある程度もう何年かであるだろうし、前向きの一定期間ということで。
松元委員	その一定期間ちゅうのは、議事録にぜひ残しておいてほしいと思うのは、先ほど事務局がいみじくも言ったんですが、22年に合併したとしますよね、まずそういうふうを目指しているわけですが、それから首長も当然かわりますよね、新たにかわります。できることなら、その4年というのは一つの節目だろうと。そこをあんまり新しい首長が、こういう合併協議で決定したということをや、やっぱり守っていかなくちゃいけないんですよ。そういう人の執行権が4年間というのは、一番お互いがやはり一定の期間だなというところで確認できるところじゃないのかなと思いますけど。
坂下委員	すみません。私も瀬戸口さんと同じで、だれが一定期間を決めるんだろう、どこでだれが発するのかっていうのがすごく気になって、今松元さんが言われたように、もう4年なら4年と決めてもいいんじゃないかなという気がします。今の意見であれば4年という数字を出された。
松元委員	そういうのを含んでますよねと、それを議事録で残しておけばいいんです。（発言する者あり）
坂下委員	でも、それをなしにして、一定期間でした場合、含んでいますけれども、実際は形として残ってないわけだから、どなたかが、ここですよっていうのを言わなくちゃいけない、それはどの時点で誰がおっしゃるのかなっていうのが気になるんですけど。ここでもし決めなかった場合に。
委員長 赤崎委員	赤崎委員。 そのことについては、良識のある議会とか、もちろん首長もそうですが、そういったそれぞれの立場の皆さん方が非常に関心のある事案でもございますので、それで紳士的に状況判断されながら、その位置づけ、決定の仕方等については、全市民が納得できるような設定がなされると。そしたら、すばらしい人材がいっぱいいるんだということを確認しながら、新市協定を、当然これ広く残っていくわけですので、それで僕は達成されると思うし、ご意見は全て、まあ満たされる気がしますね、よろしいですか。（発言する者あり）
坂本委員	3年ではできないと、4年経たないとできないと、そういうことじゃなくて、やっぱり前向きな意味でもう今せんといかんというときにすればいいし。その時期が来ないとできんというのはどうかなと私思ったんですけど。
委員長	それでは、再度お伺いしますが、一応28年3月31日として、ただし、一定期間とするということよろしいでしょうか。
委員長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 では、そのようにお願いいたします。 それでは、次に入りたいと思います。前回協議いたしました資料の2ページの2番の地域自治区の区域と名称と4番の地域自治区の事務所の処理する事務、

	<p>3ページの5番の地域自治区の区長の選任から8番の区長の権限までについて、再度一括して御意見を出していただきたいと思います。その上で意見を集約していただきたいと思いますので、よろしく意見を出していただきたいと思います。</p> <p>2ページの、前回もちょっと協議していただきましたが、名称につきましては、野尻町が、小林市野尻町を入れるということでありました。高原につきましては、お聞きしました結果、まあどちらでもいいかなというようなことで、残してもいい、残さなくてもいいと、そんなふうに大きくこだわる必要はないじゃないかなという意見も出てきたところですが、どんなでしょうか。——小林市高原町、小林市野尻町という形で名称を検討という形でよろしいでしょうか、いいですか。</p>
小島副委員長	<p>だれか、高原町、野尻町の代表の方は意見があるでしょうか、言うてもらわんとわかりませんが。</p>
淵上委員	<p>前回の委員会のお話しましたが、うちは持ち帰って検討をしたところですけども、うちの野尻においては一応町を入れたほうがいいだろう、呼び方も野尻町じゃなくて「マチ」、とにかく漢字の「町」を入れるということで、うちはまとめたといいますか、そういうことで。</p>
委員長	<p>野尻町は一応そういったことで、「町」を入れるということで。高原町はどんなですか。</p>
竹之内委員	<p>私はこれは大きくこだわる問題ではなくて、やっぱり一番基本的には町民の意見を聞くということが大事だろうと思うんですけども、もう期間がない中で、野尻町はそうされたら、野尻町に合わせてもいいじゃないかなと。ただ、須木との前例がありますから、このこともやっぱりよく考えていかなければならない問題だろうと思うんですけども、野尻町はそういう意見であるならば、それに合わせることは、私の意見としてはそういう考え方です。</p>
委員長	<p>瀬戸口さん、いいですか。</p>
瀬戸口委員	<p>私は高原町でいいんじゃないか、「町」をつけていいと思います。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか、そんな形で、一応「町」を残すという形で。</p>
竹之内委員	<p>小林の方の意見はどうなんですか。いや、実際問題として小林市になるんですから。小林の意見もお尋ねしたい。</p>
種子田委員	<p>須木との兼ね合いがありますのでね。合併をした後は。</p>
委員長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>高原町と野尻町の方でそれぞれ名称をどうされるかということで、それぞれ協議会の委員さん方で集まって検討されるということをお聞きしましたので、その際、事務局のほうで38自治体の地域自治区の名称の状況を聞いて、資料を高原町、野尻町の委員さん方にはお配りをしてお知らせをしたところでございます。それを見ますと、例えば、高原区、野尻区というのを使ったのが、これは38地域でございまして、現在は37.6%でございました。そして、須木というような形で町村名を抜いて名前だけを残したものが16地域自治区でございまして、全体の15.8%でございます。そして、先ほどございましたように、高原町、野尻町ということで、町村の名前を残したものが47地域自治区、46.5%でございまして、</p> <p>それと、先ほどございましたような、地域バランスという問題でございまして、基本的にはそれまで村であった所が、やはり住所表示上の問題もあったんだろうと思いますが、村を除いて名称だけを残した例がほとんどでございまして。そして、町の場合は、何々市何々町というように、その名前を残したほうが多いと。そして、同じ自治体の中で、同じ自治体の地域自治区の中でやはり何々町という町と何々という名称だけの地域自治区が混在しているところもございまして。秋田県の横手市におきましては、増田町、平鹿町、大森町というような地域自治区の中で山内村というところが山内という地域自治区になった事例がございました。そのほか、長野県の飯田市におきまして、ここは村同士の合併でございましたが、上村という所はやはり上だけになってしまいますので、上村という地域自治区にされました。それ</p>

<p>委員長</p>	<p>と、南信濃村という所は南信濃という名称だけを地域自治区にされております。また、長野県の伊那市におきましては、町の名前がちょっと分からないんですが、高いという字に遠いという字を書くんですが、高遠町というところがありますが、これはそのまま町の名前を残されて、長谷村というところは長谷という地域自治区、名称だけを地域自治区に同じ自治体の中でされています。</p> <p>以上でございます。</p> <p>今の事務局の説明がございましたが、一応村については除く場合が多い。町についてはついているということでございます。どんなでしょうか、ほかに意見ございませんか。——一応、そしたら小林市野尻町、小林市高原町と「町」を入れるということによろしいでしょうか。</p>
<p>坂下委員 委員長 淵上委員</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>読み方についてはどうなるのでしょうか。</p> <p>読み方については、「まち」と「ちょう」がありますが。</p> <p>うちの場合は、小林市野尻町（ちょう）よりは、野尻町（まち）の方がいいだろうということで話し合いはしたところです。</p>
<p>種子田委員</p>	<p>呼び名の問題ですか。（ちょう）と（まち）との。</p> <p>それぞれの町民の皆さんの意向を尊重したほうがいいでしょうね。（発言する者あり）</p>
<p>竹之内委員</p>	<p>過去にまあ高原なんかもいろいろ村から町になった経緯があるわけですね、合併で。だから、紙屋でも紙屋村というあれがあったらと思うんです。そういう観点からすれば、まあ、先ほども言ったように、須木村と合わせたほうがいいんじゃないかなという気がしますけども、これはやっぱり小林の意見というものはっきり示されたほうが、私としては、小林としてはこういう形でお願いしたいというのは編入合併の意味だろうと思うんです。そこ辺の言葉が出てこないというところが少し腑に落ちない面もあるんですけど、それで高原町と野尻町がそれでいいならいいという話であれば、もうそれで我々はそうお願いしたいという形です。</p>
<p>松元委員</p>	<p>まあ、竹之内さんそうおっしゃいますので、あえて、配慮としてお決めになったほうがいいですよということを言ってみましたけども、以前、2回目、3回目でしたっけ、副委員長さんがおっしゃったように、須木のときにはより一体化をやっぱり早く出していこうと、そういう意味では村を抜いていこうと、こういう気持ちがあったわけですから、私はそういう意味で言えば、できるならば足並みをそろえたほうが、住所表示も決めて行政のほうもやりやすいのかなという感じは私しますけど。案を何ぼ出しても「ちょう」が、「まち」が残っちゃらんばいかんておっしゃれば、今もうそれでいかなきゃなりません。ただ、余計なことかもしれませんが、小林市高原町春之町とか混在しませんかねと、そういうのもあります一面としては。できれば、私は簡素化というのも一体感を醸成していくための手法でもあるなという気は私しますけど。</p>
<p>委員長</p>	<p>今の意見につきまして、野尻さんは何かありますか。また元に戻りますけど。（発言する者あり）</p>
<p>種子田委員</p>	<p>委員長、今高原町さんがおっしゃったことを本命であるならば、それはあえてやっぱり私の意見としては須木と並ばしたほうがいいような気がする。町はずして。いずれにしてももう須木が前段で合併しているわけですから、小林市須木なんですよ。きちんと合わせたほうが、竹之内委員のおっしゃるその意見からしますと、そのほうがいいという気はします。</p>
<p>竹之内委員</p>	<p>これは、先ほども松元委員が言われたように、一体感が早くできるような感じになるべきだと。ただ、もう私はそれだけにこだわるわけじゃないで、ただ、小林の意見としてどう考えておられるかと、今野尻と高原の意見を酌みとって、ありがたく酌みとっていただくということであれば、それで我々はもういいわけです。ただ、何か本音が出てこないような面があるもんだからお聞きしたいわけです。</p>
<p>小島副委員長</p>	<p>もう私は、前日も言ったとおり、まあ多分恐らく年配の方々为名残惜しさがあつ</p>

<p>種子田委員 委員長 種子田委員 委員長 事務局</p>	<p>て、残したほうがいいという意見があるのかと思いますけども、もう合併をして、今から生まれてくる、じゃあもう小林という感覚で絶対来ると思うんです。今頃の人たちは、若い人たちは。だから、その辺が野尻町、高原町を残したときに、呼び方、普通の人たちは、我々は委員で議論しとるからわかるけども、わからん人は、野尻町野尻町って言います。高原町と言います、ずっと言います年配の方は、一向に消えないというような気がして、やっぱり中学校なんかはどうするのか。野尻町、野尻やったら野尻中学校でいいんですかね、どうなんですかね、その呼び方は。小林市野尻中学校とちゅうんですか、市立野尻中と呼ぶんですかね、まあそういうのもあるんで、できるならば統一したほうが私はもういいと思うんですけども、あえては申し上げません。皆様方の町のことでですから、まあ参考意見とするならば、やっぱり一緒のほうが早く一体化がとれるかなと思いますけど。（発言する者あり）</p> <p>一点だけよろしゅうございますか。</p> <p>はい。</p> <p>行政のほうの参考意見として何かございましたら。参考意見ですよ。取扱いとして。（発言する者あり）</p> <p>1回後半の方を説明していただきまして、ちょっと関連がありますので。</p> <p>後のほうで御説明をさせていただくつもりでいましたんですが、住所の表示についてということで、地域自治区、特定法による地域自治区を設置した場合には、小林市の下にその自治区の名称が来るということになります。ですので、合併前は、小林市内は小林市大字何々何番地と、須木村のほうも須木村大字何々何番地ということで、高原町も高原町大字何々何番地、野尻町も野尻町大字何々何番地ということでございます。これが、自治区が、合併後自治区が設置をされますと、小林市内についてはそのまま変わりませんが、須木地区では小林市須木大字何々、大字鳥田町というような形になっております。仮に高原町、野尻町という自治区名となりますと、小林市高原町大字何々何番地と、小林市野尻町大字何々何番地ということになります。また、これは後でもご説明をさせていただこうと思うんですが、特例法による自治区設置期間が終了しますと、6年間が終わりますと、この自治区の名称をそのままでは冠することができなくなりますので、それ以降についてはそれぞれ小林市、高原町、野尻町が消えまして、大字何々何番地という形になっていくということでございます。（発言する者あり）</p> <p>後の設置期間終了後のところでご説明をさせていただくつもりでしたが、仮にこの高原町、野尻町という自治区名として、これを地域自治区設置期間後残したいんだという意向が非常に強いという場合には、一つの方法としましては、設置期間終了後に自治区名を住所に残すためには、地方自治法による地域自治区、一般の地域自治区を引き続き設置した場合は、自動的にこのまま高原町、野尻町という自治区名が残るということになります。</p> <p>で、一般の地域自治区は設置しませんよということで、ただし、どうしても町名を残したいという場合は、あと一つの方法としては、設置期間終了前に字名を変更する方法がございます。字名というのは、この小林市大字とか高原町大字ということが字名になっておりますが、大字何々、これを変更をすることによりまして、これは市議会の議決、そして県へ届出、県の告示が必要でございますが、この手続きを踏むことによって自治区名を残すことは手続上は可能です。ですので、小林市高原町大字何々、小林市野尻町大字何々という住所表示を残したいということになりますと、ここには残せないんです。小林市の大字の前には残せなくなりますので、この場合は、小林市大字高原町西麓とか、小林市大字野尻町三ヶ野山とかいうような、大字の後にしかそれぞれの町は残せないということになってまいります。こうなりますと、またこの合併後と設置期間終了後で住所の表示が違うということで、合併時と6年後に住民の方が住所のことで混乱する可能性もあるということでございます。</p>
--	--

	<p>一つ、これを避ける方法としましては、合併じゃあもうこういう形になると思いますけども、一つには合併時にこの大字を取ってしまう。そうしますと、これを削除しますことによって、これも字名の変更になりますけども、取ることによって、小林市高原町西麓とか小林市野尻町三ヶ野山という、この自治区名と字名であったものをそのまま、これを高原町、野尻町を含んで字名に変更してしまうことによりまして、住所表示上は設置期間と同じように残せるという方法があるんじゃないかと。それ、一つの方法としては、もうこの合併の時点でこれを取ってしまうことによって、仮に設置期間後も地名を残しておきたいという思いが強いという場合には、住民の混乱を避けるにはこれを取ったほうが、設置期間とその後の混乱が避けられるのではないかと考えております。ですので、こんな形で住所が変わっていくということで御理解をいただきたいと思います。</p>
委員長	<p>後でまた説明が詳しくあろうと思いますが、関連して先に説明していただいたんですけど、そういった形で、小林市野尻町を呼び名で。振り出しに戻ったんですけど、どんなでしょうか。小林の意見としてはそういった意見ですけど、高原町としては残すことにはこだわらないということですが。</p>
竹之内委員	<p>小林の方の理解が得られれば、野尻町の意見に賛成をしてもよろしいんですけど。（発言する者あり）</p>
委員長 淵上委員	<p>それとも町を取るか。 今言った呼び方までのそういったことになると、町をつけるのであれば呼び方は「ちょう」でも「まち」と、野尻町ですからこだわらなくてもよい。 それと、一つ、事務局の方にお尋ねします。この住所表示の一番最後の混乱を避ける、大字を削除するというと、これになったときには当然地域自治区が終了後ですけど、そのときも小林市野尻町何々というふうになるわけですね。そうなったとき、既に小林さんは大字何々となっています。そこ辺をまた整合性、一体感がなくなると思います。そのあたりちょっと。</p>
委員長 事務局	<p>事務局。 先ほども説明いたしましたが、この大字を取るということを、仮に想定しますと、やはり小林地区のほうを含めてやっておかないと混乱しますので、小林においても小林市細野300番地という住所表示にこの時点でしておけば、小林市の場合は当然そのままいきますし、高原町、野尻町の場合は、小林市高原町何々、野尻町何々と、ここここが変わらないということにはなると思います。ここで、これを消すということになりますと、合併時には大字がなくなりますよという住民の方への周知が当然必要になるということでございます。</p>
委員長	<p>どんなでしょうか、要はもう野尻町（まち）、さっき言われたように「まち」がいいのか、野尻町（ちょう）、高原町（ちょう）がいいのか、どちらかになってくるわけなんですけど、今の時点では。それか、小林になるので「町」を取るか。</p>
淵上委員	<p>高原町さんにならってですよ、町（ちょう）でもいいんですが。まあ小林さんはそれでいいということであればですね。</p>
委員長	<p>どんなでしょうか小林市野尻町（ちょう）、小林市高原町（ちょう）という形で今のところ、野尻さん、高原はいいんですけど、どんなでしょうか。</p>
下別府委員	<p>先ほどの6年以内の一定期間というお話も含めて、とりあえずといったらあれですが、大字や高原町、野尻町を残して、先ほどあった4年後とか、一定期間の中でまた検討をするちょうわけにはいけないんですかね。やはり話をしていく中で、住民の方々の意見も尊重する時間もない中で、ここで幾らやってもどうかなと思ったんですけど。</p>
委員長 松元委員	<p>また期間を置くという今意見が出ましたけど。 それは自治区の期間を置いたわけだから、その枠組みでやっていくわけですよ。こっちは別だよちゅうことにはならんでしょう。</p>
委員長 赤崎委員	<p>期間内でまた再度検討するという形。 必須事務ですから、あそこは。だから、あれは避けられないことだから。</p>

松元委員	だから、以内と決めてるんだから、自治区をなくしたらもう当然、一番右のやつでやらざるを得ないんです。
委員長	そのときには一体感が醸成できましたねと、例えば22年に合併して、4年間たって、一体化ができたから自治区はやめようと、いや、だけど地方自治法に基づく自治区は継続しましょうとなれば、下のような格好になるんですね。その時点で考えないといけないわけで、期間は今確認したわけだから、その中でこれは動きますよということですよ。
淵上委員	よろしいでしょうか。期間内の一応想定して。
委員長	当然そうなるわけですから。自治区の設置期間終了後は、上の段か下のか。
委員長	そしたら、一応小林市野尻町、小林市高原町という、「ちょう」で一応お願いいたしたいと、よろしいでしょうか。——それでは、一応「ちょう」ということをお願いいたします。
淵上委員	それでは、4番の地域自治区の事務所の処理に関する事務についてであります。これにつきましては、1番から11番までありますが、この件について意見がありましたらお伺いいたしたいと思います。
委員長	野尻の場合は、この4番の地域自治区の事務所の処理する事務については網羅されておまして、こういったことの内容でよろしいんじゃないかなというふうに思います。
松元委員	野尻町といたしましては、この内容でよろしいそうではありますが、ほかにございませんか。
委員長	ちょっとすみません、よろしいですか。
松元委員	はい。
松元委員	事務局に確認ですけど、協議会で確認されたのがありましたよね、本庁舎、総合支所、これはいつでしたっけ、今ちょっと探しておるんですけど、——協議会で確認されたのはまだないですかね。（発言する者あり）
委員長	はい、事務局。
事務局	地域自治区の事務所の処理する事務と言いますのは、上の方に黒丸がございしますが、須木区の事務局が所掌する事務は、総合支所業務全般と、地域協議会の庶務及び運営に関する事務とすると、この部分だけが協議書には記載されておりまして、下のほうの具体的な事務内容につきましては、協議書に基づいて合併準備をしていきまして、その際にこういった具体的なものを地域自治区の事務所として所管をするという、分掌をしていくということ、合併準備段階に入りましてから、詳細に地域自治区の内容をそういった段階で報告をさせていただいたものがここに事例として挙げてあるものでございます。ということで、実際にはこの上の2行だけが、協議書のほうには記載されていくということでございます。
委員長	よろしいでしょうか。
松元委員	これは、日にちは6月26日の第2回の小委員会で、合併後の総合支所の機能について話をしましたよね、なら当然この中身を含んでいるわけですから、僕はもうそんなに異論ないのかなという気がしているんです。だから、この前の、今日は4回だから、3回のときに大方確認がされたものと私は理解しとったものですから。いや、6月26日に総合支所の機能について議論しましたよね、協議事項でしたから。この中で、ステップ1、ステップ2のところいろいろあって、市長部局はこうですよ、教育委員会はこうですよ、行政委員会はこうですよっていうことで聞いているわけですから、それで私は特段問題ないんだろうと、そう私は理解していますけど。
竹之内委員	まあ、基本的には松元委員の言われたとおり、この間のあれ確認したんですけども、一つだけ、地域協議会の組織委員の人数、須木は10名以内という形であるということで、その辺をちょっと高原、野尻であれば増やしていただきたいという、前回意見を言ったと思いますけども。
委員長	それを一応、次の。

竹之内委員 委員長 事務局	<p>ああ、そうですか。ごめんなさい。 事務局。</p> <p>今の松元委員のほうからご指摘がありましたように、これは須木地区での具体的な事務内容をお示しをしておりますが、前回も協議いただきました総合支所機能の中のステップ2というところで、本日の資料の10ページのほうに出ております後ほど御確認をいただく予定にしておりましたけれども、この10ページの合併後の組織の概要（案）のところでですね、やはり総合支所の機能については集約をされておりますので、自治区を設置するということになりますと、これが自治区の事務所の所掌事務ということにもなると思いますので、ということでご理解いただきたいと思っております。</p>
委員長	<p>それでは、3ページの5番の地域自治区の区長の選任についてを決めさせていただきたいと思えます。</p>
松元委員 委員長	<p>委員長、すみません、休憩をちょっととっていただけますか。 暫時休憩をいたします。</p>
委員長	<p>午後2時36分休憩～午後2時48分再開</p>
委員長	<p>それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思えます。よろしいでしょうか。</p>
淵上委員	<p>次の5番目の地域自治区の区長の選任についてを議題といたします。皆さんの意見を聞かせていただきたいと思えます。</p>
委員長	<p>地域自治区の事務所の長に代えて、副市長相当職の区長を置くとなっておりますが、2番目の区長の選任に当たっては、市長は地域協議会等の意見を求め、地域の意見を尊重して選任すると。これは、この1番目の5の1について意見を出していただきたいと思えます。</p>
委員長	<p>この須木と合併されたように、これにならって進むか、区長をお願いしたいと思えます。</p>
松元委員	<p>区長をお願いしたいということではありますが、ほかに。——自治区の区長を置くということではよろしいでしょうか。</p>
委員長 企画財政部会 長	<p>それじゃあ、その前に、今日は幹事会の方がお見えになってるんですが、財政面からの検討を加える必要があると思えますので、現状、本来ならば協議会で事前に、高原、野尻、小林の合併して以降の財政収入書、ここはやっぱりいち早く示されるべきじゃないかなと思ってるんですが、まだ今なくて、それが提示されていません。ただ、私たちが、それと小林がもらったのは、1月25日に全員協議会がありまして、高原さん、野尻さんがお示しになったのはあります。それで一定の判断はつきますけれども、せつかく今日、財政担当の方もお見えになってますので、これからの、今それぞれ3市町の財政が出されて、一定の見通しみたいなやつがあるんじゃないかと私は思えますので、そこを私はまずお聞きしてから意見を出したいと思えます。</p> <p>ただいま松元委員さんからございましたが、よろしいでしょうか。</p> <p>私は企画財政部会の部会長をしておりますので、私のほうから説明をさせていただきたいと思えます。</p>
委員長	<p>今日、実は小林におきましては、19年度の決算統計、いわゆる19年度のすべての決算の分析を県に研修に行っております。それで、その中で、研修の中で若干数値が変わる要素はあるんですが、今のところ見てみますと、よく健全度を示す数値として、経常収支比率とか実質公債比率というのをよく引き合いに出されるわけですけども、経常収支比率は、もうじきに分かりますので、まだ一般にはできていないんですが、小林の場合は97.9ですから、もう98に近いということでございます。</p> <p>これはどういうことかと言いますと、ちょっとお時間をいただいて、具体的な話をさせていただきたいと思うんですが、ちょっと説明をさせていただきますと、我々の生活に例えますと、年間に入ってくる給料、経常的に入る給料、このときに</p>

臨時的なものか経常的なものに分けるわけです。だから、給料は決まって入る、ボーナスを臨時的なものとするか、経常的なものとするかというので、ちょっとまた見方が変わるかもしれませんが、私は期末手当は経常、勤勉手当は臨時だというふうに私自身は理解しています。そういう中で、大体小林は100億あります。100億あって、今度は毎年決まって出て行くんですね、食料費だとか光熱水費だとか、あと住宅ローン、そういった毎年決まって出ていくものの割合がですね、それが98%ぐらいだったんです。だから、100億のうちに98億はもうそういった決まったものに出て行くちゅうお金なんですから、それでこれが、私は昔、財政課におったんですが、その当時は90何%台が適切な数値だと言われておりました。それがもう98まで来ているということなんです。だから、いかに財政状況が悪くなっているかということ認識していただきたいと思います。

それで、今度はその残り2億、3億残ったうちで投資的な事業をやっていくと。道路をつくったりいろんなことすると。そうなったときに、国とか県の補助金がもらえればそれだけ大きな仕事ができるわけですが、なかった場合はどうなるかということ、起債を借りる、借金をしなくちゃいけないと。その借金がまた後年度の負担になってくる。毎月経常的に出さなくてはいけない負担金のほうに出て行くと。借り入れを多くすると毎月出て行くお金はどんどんまた増えていくと、悪循環になっていくんです。だから、今の市町村がというのは、返す金より借りる金を減らそうとしているんですね。それをすることによって、起債現在高がだんだん減っていく。それで、そういうのを頭に入れていただいて、年々財政状況は悪くなっているというのは小林市に限ったことではございませんで、どこもそういう状況にありまして、去年の数値が94.9だったんですが、類似団体、同じような団体ですね、全国的に見たときも94%であります。だから、もうこれは全国的に悪くなっているという状況がまずございます。

それと、今松元委員のほうから、財政シミュレーションの話がありましたが、これは今、来月の小委員会のほうにかけるということで、今、最終的な詰めをやってるところなんですけど、まだはっきりした数値が出てないんですが、これを見ますと、平成20年度と平成31年度を行きますと、予算規模で30億ぐらい減るんじゃないかという予想を立てております。これは、何かと言いますと、まず市税等が下がっております。だから、今後は市税、高原、野尻町も入れたところで当然収入としてるわけでございますけども、就労人員がだんだん減っているわけです。だから入ってくる所得税も落ちていくと。それにまして法人税等も年々下がっておりますんで、その辺の推移もずっと見ていくと、市税等で4億ぐらい下がるんじゃないかという予想を立てております。

それから、普通交付税なんですけど、普通交付税は合併の特例措置として、毎年の場合が10年間、その後が5年間、合併してもそれぞれの所で算定しましょうと、その積み上げで交付税を出しましょう。だから、小林で算定した分と今須木で算定した分をそれぞれ独立したところで計算をして、その合算額を今いただいております。それが特定期間を過ぎると、一つの4万の市として見ますのでがと下がるわけです。それを高原町、野尻町も5年間はそれでいきますと。すると5年間で段階的に下がっていきますので、10年後は、まあ6万ぐらいとしますと、6万の一つの自治体としてしか見てくれないんですね、そうなるときに、今の段階でそれぞれ分割で見た場合と一本で見た場合が8億違います。だから、その辺が段階的に8億おりにいくという格好になりますけども、それを交付税の総額そのものも今下がっておりますので、全体的に、今平成20年度と31年度を比較したときに、大体24億ぐらい下がるだろうという予測を立てるわけです。

ですから、そういうさっきの4億、こっちの24億、これだけで大体予算等がどのくらいになるのかというのがわかると思いますけど、その辺のところをシミュレーションした中で、じゃあ歳出はどうなるのかというのを見ていくわけですが、当然人件費の抑制をしておりますし、行革の中で人件費もメスを入れてますし、補

助金もメスを入れてますし、もうすべての経費について削減をしてるわけですが、やはり一番大きいのが人件費になるわけです。ここら辺のところ、今各分科会が人事担当の分科会等に聞いても、まだ今後どういう人事配置をするのか結論が出ておりません。その中で、我々は財政シミュレーションをつくらなくちゃいけないわけですから、我々の立場で、もう大体どのくらいという想定のもとに算出をしてるとこなんですけども、それでも人件費を大体10億位落とさないといけないだろうというような予測を立てております。

まあ当然扶助費等にも切り込んでいかななくちゃいけないんですが、こっちのほうは、扶助費は今から増えていく方向であります。それと、さっき言いました借金の返済、これは借入れをなるべく少なくして、借金をどんどん落としていく方向で、落ちたところで、これも10億ぐらい落とそうという計画を立ててもらっているところでありまして。そういう中で、ほかの経費にいろいろメスを入れながら、全体でその歳入の30億に追いつくような歳出の組み方をしていかななくてはいけないんじゃないかということで、詳しくは8月のシミュレーションがびしゃっとしたときにまた説明を申し上げたいと思いますが、非常に厳しい現実があるということをお伝えしておきたいと。

終わります。

松元委員

はい、ありがとうございます。今のお話を聞いて、私なりに意見を申し上げたいと思うんですが、今いろいろ数字が出てきましたけれども、これは高原、野尻の合併の事前説明会の中でされた私は資料で申し上げます。その中でいきますと、財政比較がされていますね。大筋のところでお話しますと、高原、野尻、小林が今抱えています地方債残高、借入れの残高、長期債務、普通会計で401億です。普通会計で、一般会計で、401億。公営企業とそれぞれ3市町を持っていますから、病院があります。それ以外の個別会計を持っています。これが約140億です。長期債が541億です。一方、18年をベースにして、いろいろその削減、合併効果も考えたときに、一般会計の予算規模は私は300億近いという数字なのかなと、こう見るんです。

そうすると、一般会計だけでも、仮に300億と見たとしても、既にもう一般会計を大幅に上回って100億を超える債務を抱えているわけです。このところはどこがどうだとかちゅうもう話じゃなくて、1足す1足す1、3、足すわけですから、これはもう当然足し算として出てくるわけです。このところを私は抜きにして、区長を置くか置かないかちゅうところは別な問題として私は議論したくないんです。ここもしっかり踏まえた上で議論していかないと、当然、まあ私は議員していますから、議会のほうも当然新市になってまた選挙1、2回やっていきますけども、人は減らすよと、これは私はもう市民の声だと思っています。そして、須木と合併したときに、向こう114名の職員を半分しかもう入れませんと、半分は自然退職で減員しましたということを現に今まで私たちやってるわけです。そして、物件費の関係もありました。そういう等々のことをやらないと、これからの私はもう行政というのは成り立たないと、私はそんなふうに思っています。

仮に、じゃあ、まあそれでも須木が自治区長を置いてるのではないかと、こう論議をされるかもしれませんけども、仮に、50何万ですか、で副市長格としておられるわけです。私は小林が今3人いますけども、そんなのではないと、私はもうこれは見解ですけども、ずっと言ってますけども。これに仮に野尻、高原さんが一緒になって、5人の副市長格、こんなのが財政的に私はもう考えられません。例えば、1人に仮にいろんな特別職報酬、報酬とそれからそれに伴っていろいろ保険とか共済の関係とかあると思いますが、そういう等々を入れますと1,000万近い財源が必要かなと思うんです。それを2人、じゃあ一定期間という話でしょう、私はそこまで皆さん自信をお持ちだったら、それを主張していただければと思います。私はそれはできないと思います。

したがって、私は別途今日資料を事務局を通して委員長にもお伺いしましたが、

	<p>先般私どもの小林市議会の行財政改革等調査特別委員会で恵那市、岐阜県に行きましたけども、ここも旧恵那市と5町村が合併したところです。ここは事務所長を置いています。事務吏員としてです。まあバブル期みたいに財政がある程度見通しが効くのであれば、それも高原町民の皆さん、野尻町の皆さん方の安心感にもつながるのかもしれませんが、私はそのところは事務所長がしっかりと地域協議会というものを総括しながら機能をさせていく。その中に玉名でも見ましたように、そこにある今度は各小学校区を一応単位とするまちづくり委員会なるものをしっかりつくる中で、住民の方々が行政にやっぱり何らかの形で加わっていく、参画、協働をしていく、そういう体制をつくっていかないと、これからの私は財政は乗り切れないと、私はそんなふうに思っています。そういう観点から、置くという、まあ淵上さんがおっしゃったんですけど、気持ちはわからなくもないんですが、そんだけ余裕がありますかねということ、私は、したがって財政シミュレーションが出ていけば、皆さん方に一つの資料をもとにして共通認識ができるわけですけども、ただ、今私は財政課長がおっしゃった話を聞きますと、これはいよいよ容易ならないと、95.9%という経常収支比率が97.9%、約98%行ってるわけですから、余裕がますますなくなっている。お互いにそういう状況を迎えているということだけは基本認識を一緒にしないと、この話は別よと、総論は賛成だけでも、各論は別々よということでは僕はいけないと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいま説明とまた意見も出たわけですが、これに対しまして何かございませんか。自治区区長においては大変財政が厳しいというのは皆さんそれぞれわかっているわけですが、何かこれに対しまして。</p>
<p>種子田委員</p>	<p>ただいま財政課長の説明をいただきました経常収支比率は1年間に0.2増えていますね、小林市、恐らく、失礼ですが、野尻さんも高原さんもそのとおりだと思います。いよいよもってこれは硬直化なんです、今松元委員がおっしゃるとおり、まず財政把握した上での合併、合併とは何ぞやですよ。財政改革なくして合併ないという私は持論でございます。したがって、今おっしゃるご意見もそのとおり、だから、こちら辺に区長を何名すとか区長をどなたに置くとか、冷静にやっぱりこれは判断すべき問題だと思っております。</p>
<p>竹之内委員</p>	<p>以上です。 財政的なお話、総体的に言えば松元委員の言われるとおりでらうと思うんです。ただ、高原町の場合はもう改善がやられてきております。そういう中で、やっぱりいろんな、大体今年度が1番悪くて、来年から大体5、6億ぐらいの返済が進めば、もういろんな面であれもうをやってませんから、いろんな事業も、ほとんど整理されてますから、そういう面じゃあ高原町としては改善されていってるんじゃないかなと考えております。まあ、今度新しいものができたらはつきりわかると思うんですけど。</p>
<p>松元委員</p>	<p>もう1回お願いします。よろしいですか。</p>
<p>委員長</p>	<p>簡単をお願いします。</p>
<p>松元委員</p>	<p>はい。重要な問題ですからね。木を見て森を見ない話を私はしちゃいけないと。</p>
<p>委員長</p>	<p>ほかの方も意見を言いたいと思いますから、すみません。 高原町の場合、言いますけども、合併説明会の資料、私これ信じます。平成23年度、5億円の財源不足だとおっしゃってるんです。まあ、財政シミュレーションはまだ来てませんから、何とも言えませんけど。共通認識ができませんから。私はこういう説明をされてるわけです。だから合併なんですよとおっしゃってるわけですから。野尻町もシミュレーションが来てあります。私は今の時点でこれを信じる以外しかありません。だから、厳しいと。</p>
<p>淵上委員</p>	<p>松元委員がおっしゃったように、大変財政状況が厳しいものがある。そして、また今後それこそ厳しくなっていくわけです。少子高齢化や、そして社会福祉がどんどん増大していくし、そして今種子田委員さんもおっしゃったように、行財政改革</p>

も合併の一つの手段であると、これはもう当然だと。そういった中で、この区長制度のそういったことを私は言いましたけれども、これについては後ほど債務残高、資料を私持ち合わせておりませんので、ちょっとわかりかねますけれども、そういったうちの場合の、まあ手前みそになるかもしれませんが、一応債務残高の中でも過疎債ですか、そういった面も含まれて、その資料の中にもそのあたりは入っている、十分松元委員さんは御理解されていると思いますので、今はその地方債の残高をおっしゃったんだろうと思いますけど、そういった中で、私も十分この地方自治区の副市長相当の区長さんを設置していくことは、十分そこは厳しい財政の中で、そういったことも十分考えた中で自分たちのお願いをしているところですけども、それについては副市長さんが現在2人と須木さん、野尻、高原になると。それこそそれはもう首長の、市長の考えでしょうけれども、そういったことになるわけですけど、この合併をしたときは財政は厳しいけど、高原と野尻の場合、首長と副町長と教育長がいるわけです。3名の方がいらっしゃるわけです。その方はもう合併と同時に失職ですか、まあそういったことをして、うちの場合の意見とすれば、仮に期間が6年以内と、そして果たしていつまで地域自治区をもっていか、早い期間にそれができるような醸成ができてくれればいいわけです。ですから、期間はある程度短くても、この設置をお願いしたいという意見もあったところですけども、そういった中で、そういった大変財政的な措置経費を削減していかないといけない。そして、また合併と同時に当然職員数もうちも減って、合併と同時に減ってくるだろうと思いますけれども、そういった中で、まあ人件費が一番かさむわけですから、当然松元委員さんがおっしゃることは分かっております。それで、あえて私はこの副市長格の区長さんを置いてほしいと申し上げたところですけども、ある程度ここはもう報酬を抑えても、そこあたりはまた今度は職員との兼ね合いが出てきますから、あんまりに下げるといこと、まあこれは私たちがタッチするところじゃないわけですけども、そういったことも考えた中で、お願いはしているところです、財政的には。そして、そこを2年か4年かわかりませんが、やっぱり合併したときの住民の不安を払拭していかんやあ、やっぱりこう、そこ辺がやっていけるか行政サービスやいろいろ、もちろんまちづくりはやるわけですが、そういったことを考えた中で私はお願いをしたと。

以上です。

委員長

合併することになりました、首長が失職して副町長もなくなったと。その分はうくわけですが、それとまたやっぱり今後住民に対して、2年ないし3、4年ぐらいはそういった区長制度をしたほうがいいんじゃないかという意見でありますけど、ほかにございませんか。

赤崎委員

松元委員のごもつものことでございまして、財政改革の重要性というものは合併以前の問題にもあったわけです。合併問題が出たから財政改革という問題が出てきたんじゃない、これは小林市だけの問題としても、小林市単独での財政努力が足りなかったわけですよ。全国的な傾向の中での自治体実態ということで、この問題を一方的に採決するわけですよ。そういった中で、全国的な平成の大合併というのが出てくるわけなんです。その中に、片やそれぞれの自治体の住民感情、情緒的な面ちゅうのが非常にこの合併という方向についてはかかわってくるわけです。そういった中で、これに吸収される側の町村における住民感情、住民の情緒的な側面から考えるときに、やはりここは非常に十分配慮しなければならない。どれだけ配慮できるかと、その最大公約数をどこに求められるかということになると、財政上の問題も非常にある。

だから、先ほど委員がおっしゃるように、国保審議会等々の機能も十分発揮させながら、そういった中に待遇の面についても十分斬新な発想で対応できるような努力目標でも決められるだろうと。

僕はやっぱり最大この住民の心の安定を、どれだけ官庁として醸成できるかというところ辺を腐心すべきだと。それがこの委員会においても求められておる責務の

<p>坂本委員 委員長 坂本委員</p>	<p>部分でもあろうと。</p> <p>別途小委員会の方の委員定数、農業委員会委員定数問題も絡んでくるわけでしょうし、これについて別途どんな議論がなされるのか知る余地ございませんけれども、恐らく同じような視点から議論されてくのかなあと思いながらも、やはり一過性の措置としては、やはり最小限度の対応というのは、吸収する小林の方でも最大打っていただける余裕を持っていただきたい。</p> <p>そして、短期間であったとしても、区長が吸収市町の補完的な機能を十分発揮しつつ、吸収する小林とされる2町のそれぞれの関係をごくスムーズに吸収の体制にもっていき、そのためにも誰が区長になるか、ならないかはまだわかりませんが、区長の責任、人材を掘り起こしてそれに配置することによって、住民もまた安心してそのようなめでたい時期を迎えられるんじゃないかなと、そのように考えております。</p> <p>先ほど言われた経常収支の問題、財政指数の問題等とはっきり数的には、数的なはっきり出てきておるものでございまして、本当に厳しい状況であるということは知りながら、あえてこの移行措置の部分の対応として、区長制についていまいち十分御議論いただきながら、賢明な策を講じていただきたい。野尻の立場としてご提案申し上げます。</p> <p>以上です。</p> <p>いいですか。</p> <p>はい。</p> <p>今、そのまま、市の財政が非常に厳しいということは、これは事実だろうと思うんですよ。だけど、今この合併を進めるために、この副市長、各相当職の人っていうこの辺ですよ。費用がかかりすぎだということを戒める問題になってきてると。すでに須木では区長さんがそういう立場に立ってるということもあるので、その給与とかということはさて置いてっちゃうことはいかんかもしれませんが、そういう区長を置いて自治区を設けるということについて、まず聞いていかないと、ここでとまるともう全然前に進まんということで、要は今財政が厳しいときに、副市長格そんな高貴な人を区長として置くの、置かんのかということで縮まってしまってると思うんですよ。</p>
<p>委員長 坂本委員 小島副委員長 委員長 小島副委員長</p>	<p>だから、それはここが決めるのか、報酬審議会っていうのがあってするのか、例えば、合併したら今度はその副市長は1人でいいんじゃないかと、いろんなこと出てくると思うんですよ。だから、まずはやっぱり自治区を設けて、区長さんをそこに置いて、その人がその地域をまとめるという、今須木地区ですか、あのような内容のことはしてあげないと、すぐにも職員でいいんじゃないかということに、松元さんら持ってらっしゃるのかなと思ってはいますけど、どうなんですかね。やっぱり給与の問題が1千万とか何とかということなんで、大筋でその自治区のそういうものを設けるっていうことは、そこについても進めていってはいかがですかね。</p> <p>一応自治区はもう設けるという形で。 その中には一応区長を置くのか、支所長を置くのかどちらかだと思うんですね。</p> <p>区長を置かなくちゃいけないでしょうね。</p> <p>いいですか。</p> <p>はい。</p> <p>聞いてますと、区長を置いてくださいと言う人の意見を聞くと、住民の不安を解消するんだということのようでありましてね。住民の不安というのは須木と合併して、当然かと思っておりましたが、現在2年経っておりますが全くありません。それがですね。経験済みです。私気になって。だからそれを考えると、だから高原町さんの人の住民、小林も住民がおって、小林の住民の人が一番不安を持ってる。</p> <p>というのは、結局その国の支援策がないんですよ、今回。これがその1千万、2千万どころの話じゃないんですよ、特例債という分が。ここが組んであって、小林で事業をしておりますよ。もう計画を立ててますが、それが遅れるですね、恐ら</p>

<p>竹之内委員</p>	<p>く。そうすると、小林住民は何のための合併かって、こうなりますから、そこ辺を踏まえて十分していかないと、ただ住民の不安を解消するために区長を置いたり議員定数で対応する、そういう問題じゃ私はないと思うんです。</p> <p>そして、今回はまた、特にその前回の合併と違って、編入合併でもさせていただきますっていうふうに来てるわけですから、ここですよ、ネックが。須木と同じように、できるだけしたいと思いますけども、すべてはそういうわけではないというのが現実だろうと、こう思いますよね。だから、そこ辺が前に進むようにせんといかんと思いますけど。</p> <p>もう2回、3回、4回の報告につきますが、ここでとまっておりますが、その辺を十分議論しないと、住民の解消が、お金で解消するほかないのかちゅうことですよね、要は。考え方が。財政を使わなくて。そっちの方法も、松元さんの考え方でしょうから、そっちの方向もいわゆる研究する必要もあるだろうと。現実的には、須木にこういってますけど、そういう住民がそんなに思ったほど不安は抱かれてないことが現実であろうと。</p> <p>意見ですけども、小島委員の言われるとおりでと思うんですね。こちらは編入合併を求めているわけですね。その間に、我々にとっては言いたいことの10分の1も言えない状況までに進まにゃいかんという形ですね。</p> <p>それで、言われるように財政的な面だけ考えれば、今後10年間はもう西諸県郡、この小林市が、財政的にはもう落ち込むばかりだと思うんですね。そういう中で、合併を我々はお願いしたという経緯がありますから、その辺は、もうやっぱり小林市のいうとおりにやっていかざるを得んのかなと、私個人としてはそういう考え方を持っています。</p> <p>だから、言われるとおりにせざるを得んのではないかと。そこまで条件を出すと、この合併というのは崩れてしまう可能性があるから、合併を申し入れた以上は、ある程度小林市の意見も聞いていかなければ、後はそれで野尻町、高原町がどう考えるかの問題だろうと思いますね。</p> <p>最初に言ったように、小林市がきちっとしたものを出してくださいって、最初の委員会のときに私は申し上げたんですけど、あいまいな答えしか返ってこなかったから、やっぱりこういう期待感を持たれたというような感じを持っております。</p>
<p>委員長 瀬戸口委員</p>	<p>何かほかにございませんか。（発言する者あり）</p> <p>この自治区長も、須木さんが区長さんがいるので、最初合併のときには、あ、高原にも野尻にもそういう区長さんを置くようになるんだろうなというふうに思っていたんです、私も。</p> <p>ただ、そのこの副市長相当職でってお給料も高くて、経費もすごくかかりますっていうふう考えたときに、そういうのを考えると区長さん、住民はその代表が1人いた方が安心するだろうなと思ってたんですが、経費を考えるとやっぱり、その経費をどこか違うところに使った方がいいのかなというふうに思います。</p> <p>1番合併したときに地域に対して思うのは、自分たちの考えてることとか、やってほしいこととかいうのが、ちゃんと上の方に、小林の方に伝わって行って、意見がちゃんと聞いてもらえるっていうのが1番大事なことじゃないかなと思うので、その辺もしっかり例えば区長さんじゃなく、事務所の所長さんになられた方、それがちゃんとできるような人がなってもらえば、それはそれでいいのかなというふうに思います。</p>
<p>松元委員</p>	<p>私は、前回からも言ってますように、しょっぱなの2回目でも申し上げたんですけども、新たな自治の姿をつくりましようよねと。今までは、請願だとか陳情とか、そういう形で行政に対して我々の地区のことを何とかしてくれとか、それは当然それでそういう形態が続くかもしれませんが、それからもっと変わって、まちづくり委員会、こればかり私は言ってるような気がするんですけども、そういう組織をやっぱりつくって、住民の方々がもっともっと行政に参画していく、こういうシステムをつくらないと、私はだめですよ。</p>

だって、須木とも合併してみまして、3年後を目処に、あるいは2年後を目処にとか、合併後速やかに調整を図るものとするところなんです。福祉的なやつ、教育的なやつだって、そのようにずっとしてきてます。

その部分から、例えば教育の面でいきますと、小林の市内に、高等学校に来られる学生さん、6,000円当時旧須木村は通学手当を出されてましたよね。これを昨年、19年度からでしたっけ、3,000円に半額になりました。だから、どこかで調整しなくちゃならない部分が当然出てきます。

これを高い方に全部あわせましょうっちゃ、とつてもじゃないけど財政的に私はもたないと思います。こここのところは、それぞれが覚悟の上で、覚悟の上で合併だと言ってるわけでしょう。口には細かいことは出さない。そここのところをぐっと飲み込まないといかないところだと私は思ってるんです。

したがって、私たちさっきから、この前からずっと言ってるのは、住民の人たちが不安とか懸念とかそういうものがあると思います。あるとすれば、じゃそういうものをどういうシステムをつくることによって行政に自分たちの意見が反映できるかと、ここを今つくらないと、やっぱり今までどおり町長とか、何か不安だよなというのを、例えば事務所長でいいんだと。その事務所長がいかに高原町、野尻町の地区の意見をまとめ上げていくか。協議会をつくる、なると思います。協議会がいかに組織的に機能するか、ここがこのシステムをつくり上げられるかどうか、私は1番最大のポイントだと思っております。

そうすれば、私は住民の不安、懸念というのは、だんだん解消できていくのかなと。そこは、私たちの今小委員会で練り上げてつくっていかないと、だめじゃないかなと。確かに、全国的な例も事務局からいろいろ出されて、区長、特別職で置いてるところもたくさんあるようです。

しかし、置いてないところは、それぞれの考えがあって、財政的な問題があって事務所長を、事務吏員をもって充てることができると、この情報を使って、こうやって出してるわけですよ。私はそういう方策をやっていく必要があると思っております。

いろいろ意見が出たところではありますが、まずはもう財政難ということが頭にあって、区長は。いいですか。

今現在進めている平成の合併に対する総務省の状況分析と評価というのが出てますね。インターネットでも発表になってございますが、あれを見ますと、やっぱりスパンをもって合併という問題に対しての見方を整理していかないと、危険ですよという考察の部分がはっきり出てくるわけですよ。

合併してお金が必要じゃないかと。短期間的にはいいでしょうけれども、それを新しい環境をつくり上げていくための当然歳出予算としてやむを得ない部分もあるだろう。それを中期的議論で置いて、それを見たらどうなるのか、そうでしょう。中期的にそういう部類に、確かに落ち着く期間が芽生えてくるでしょう。そういう長期的ビジョンの中で、新しい誕生した自治体としての機能を存分に発揮できる環境を落ち着いて、新たな市としての胎動が始まるでしょう。そういった種々の分析がはっきり出てくるわけですね。

だから、全国的な動向の中で、やっぱり注目すべき分析と評価だと、そういうふうに考えますね。

それと、区長のこの配置期間につきましては、お互いに確認してきたと思いますが、一応6年以内とするという目処で、今日程調整してますね。だから、まず6年ということがございますね。途中評価という問題も議論しましたし、そういった我々の知恵を出し合って、途中で再検討しましょう、再評価をしましょうと、そういった柔軟な対応の中で確認できるすべもあるわけがございますね。

そして、今おっしゃったように、いみじくもこの地域協議会の問題ですか、これに対する期待感是非常に大きいものがあるけれども、まさしくこれについても、野尻、高原にしても初めての組織であり、未知の世界でございますね。だから、松元

委員長
赤崎委員

<p>松元委員</p>	<p>委員さんが言うておられるように、そういった意味でもすばらしい組織化と機能化が図れるだけの人的スタートが確保できて、それぞれ野尻、高原にその趣旨の協議会がどれだけ芽生えてくるのかという大きな期待と不安があるわけですよ。</p> <p>推して知るべし、須木の実態はどうでしょう。それについては、ここ触れませんが、そういうこととさせていただきます。だから、区長配置というフレーズでなくして、移行措置のまず合併時点においてというとらえ方でいけば、なるほどそうだろうというような小林なりの胸襟を開いた受け入れる側としての裁量をもってその辺について柔軟なお考えも、やはり目標達成に向けては、非常に大事じゃないかなあと、そういう気がするわけですよ。それについてはいかがでしょう。</p> <p>いいですか。私は、柔軟とおっしゃってるんだけど、柔軟に対応したい、そういう考えをしたいと思えますけれども、しかし年々悪化してきてますよね。言葉はどう言おうとも、数値はどんどん下がってるでしょう。</p> <p>私は申し上げれば、1回合併協議会、不調終わっていったですね。自立でいかれるんだと、高原、野尻さんはそういつてきたわけですよ。ところが、今回どうしても合併しましょうと、編入合併で結構だから合併させてくれと、こうおっしゃってるわけですね。</p> <p>4月17日の冒頭に長瀬町長がおっしゃったのは、不転の決意で私たちは臨んでますということをおっしゃってます。私は、その言葉を信じたいと思ってるんです。いろいろ意味があるのかもしれないけれども、不転の決意だというのは、もうこれでは町としての存立が先行き厳しいということをおっしゃってるんだらうと思うんですね。そういうことを考えたときに、私たちはもっと現実的に数値は厳粛に見ざるを得ない。</p>
<p>赤崎委員</p>	<p>既に合併してる須木村との関係について、私は今2年経ちましたけども、ここについては、私はもうそれこそ一定の期間で見直していいんだらうと、これは私の全く個人的な考えですけど、それはまた小林の中で議論しますけれども、私は少なくともなかなか今のこの財政状況の中で、そこまで余裕を持つてるといことですね。そこまで私はそれはないという認識ですね。</p> <p>今の意見の中で、町長の不転という言葉について、僕はずっとこの合併をしっかりしていこう、議会のたびに議会を傍聴しています。確かに、長瀬町長は、不転という言葉を使っておりますね。</p> <p>これもおっしゃるとおりでございますので、その町長の不転のという気持ちの部分について、僕なりに考えますと、皆小林と一緒に次の時代をつくっていこうという大きなね、新しい夢に向けての議員の皆さん方に対する決意の一端をと、そういうことを表明された。だから、揺るぎない町長の姿勢というのは、僕はそういうふうには評価しておりますしね、一緒です。考え方は一緒です。とのことですから、事実を確認させていただきます。</p>
<p>松元委員 委員長</p>	<p>以上です。</p> <p>このことは1番重要なとこですからね、大いに私は口角泡を飛ばして、議論しとくべきことだと私は思います。</p> <p>先ほど須木区に区長がいるということで、いろいろ出たわけですが、まあ仮に西岡さんが来てないんでわからんとですけど、本当にもう区長がいてもいなくても同じだったのか、そこあたりもちょっと若干気になるんですけど、まあ話聞くとところによりますと、やっぱり1人だったと、良かったと聞いたんですけど、ちょっと西岡さん来ていないから、そこあたりもちょっと気になるんですけど、委員長として、ちょっと議長としてそういう意見があまり出ないから、私からちょっと言いますけど。</p>
<p>竹之内委員</p>	<p>確かに、西岡会長は、区長を置いた方がよかったという意見ですけども、やはり財政早く一体感を持つには、やっぱりそういうものは省いていかないと、一体感ちやなかなかあらわれないと思うんですね。</p> <p>やはりいろんな高崎とか、もう私の商工会長会議で合併したところの意見を聞く</p>

	<p>と、区長を置いても同じだと、もう機能しないという意見が多いんですよ。だから、そういう中で果たしてそれでいいのか。それでは、その人の実力もあるだろうと思うんですね。このほとんどがそういう形のものが意見としてはありますね。それが、結局例えば、どこどこで本庁に行ったら、もうけられると。そしたら、何のあれもないという話が伝え聞いておられますから、町民感情としては、そこまでせにゃいかんだろうかとというひとつ赤崎委員が言われるような、町民感情もあると思うんですよ。</p> <p>ほかに野尻なら野尻町の今までの歴史というものを考えたり、だけど言われるように、財政的な面から、もう待たなしの財政じゃろうと思うんですね。その辺をどうとらえるかということだろうと思います。これはあいまいな話になってきますけども、私としてはできれば、松元委員が言われるように、やはりもう、最初言ったことは、ぜひ合併を受け出張所でもいいんじゃないかという話を申し上げたときもあつたんですけど、支所を置くということであれば、事務長でもいいんじゃないかなという考えを持っております。</p>
<p>委員長 坂下委員</p>	<p>坂下委員。 合併って考えたときに、もう2回目ですけれども、1回やめましょうって言うてもう1回ってことは、結局合併が必要だからと、それは財政が1番の問題だったかなと思うんですね。</p>
	<p>と、今聞いたように、すごく悪化している財政の中でどこにお金をかけるかっていうことが問題になってくると思うんですよ。先ほど瀬戸口さんもおっしゃいましたけど、その1人の人にかかるお金を、もしかしたら昨日ちょっとテレビ出ましたけど、高校の中退者がすごく多い、そういう子に向けることもできるわけであつて、本当に生きたお金の使い方になるような方法で、この厳しい財政をうまく使っていかないと、とんでもないことになるんじゃないかなと不安を抱えています。</p>
<p>委員長</p>	<p>ほかにございませんか。副市長相当の給与ということで、その金額と自治区長を決めることによって、また支所長を置くわけですよ。支所長の給与の差等、その辺大きな差がありますかね、どんなでしょうか。</p>
<p>竹之内委員 委員長 松元委員</p>	<p>その辺は話題にできるんですか。 結局……。 議論すればいいんじゃないですか。事務所長だったら、課長職とかいろんな形の。</p>
<p>竹之内委員 松元委員 委員長 松元委員 委員長</p>	<p>資料作つてあるんですか。市の実績。 事務局の方が正確な数字を言った方がいいと思います。 その資料をちょっと出してください。 ちょっと休憩しましょうよ。 ちょっと暫時休憩いたします。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>午後3時38分休憩～午後3時49分再開 それじゃ、あのちょっと事務局の方から説明の方を。 お手元の方に合併協議会だよりの第2号をお配りしております。これの5ページをお開きいただきたいと思つています。5ページのところに、1市2町の概要ということで、人口、世帯数、面積、それから(2)で主要財政指標、先ほど企画財政部会長がご説明しましたことが載っております。そして、(3)が議員数等ということで、議員数と議員1人当たりの住民数、報酬額が載っております。そして、(4)職員数等というところに、特別職がございまして、ここに市長、町長、副市長、副町長、それで地域自治区長の給料、そして、下の方に一般職の職員数、職員1人当たりの住民数、あるいは給料等ということで、給与、給料ということでラスパイルズ指数等が載っているところでございます。 特別職のところ、それくらい地域自治区の区長の給与と、給料というのは、そこにございますように57万5,000円となっております。その上の副市長につきまして、60万2,000円ということで、あまり差がないように思われます</p>

	<p>が、これにつきましては、合併協議の自治区の設置協議書を結びました後に、区長の給料を定めるときに、その身分と権限の範囲が、権限としましては、当時の助役相当職の権限でありますけれども、その業務が須木区内に限るという職責の問題がありましたので、その当時の収入役程度の報酬ないし給料ということにしたところでございます。その当時で59万何がしかあったと思います。</p> <p>そして、その後に自治法の改正がございまして、助役制度、助役が副市長になりました。そして、収入役制度が廃止をいたしまして、現在、会計管理者というようなことで載っておりますが、その際小林市におきましては、副市長も2人制になっております。そして、財政問題等も勘案しながら、その当時助役と収入役が受けていた給料を合計をいたしまして、それを2人で割ったと、そういう金額で、基本的に人件費にかけるコストを上げないということで、こういった60万2,000円というふうな金額になったところでございます。</p> <p>そして、先ほど来、副市長相当職の区長を置くと。副市長というところに、非常に議論が集中しているように感じましたので、ご説明させていただきますけれども、あくまでもこの地域自治区の区長といいますのは、自治法上の副市長ではございません。いわゆる参与というような位置づけでございますので、議会の、例えば区長を決めるにあたって議会の同意は必要ないと。市長が任命をした後、報告するというふうなことで、副市長とは位置づけが異なっております。</p> <p>ただし、前回の合併協議のときに、やはり住民不安の解消というような観点から、須木地区から自治区の須木村の委員さんから、やはり権限としても助役相当職にしてほしいというような議論が既にあったということから、特別職の区長となっておりましたところを、当時、助役相当職の区長という協議をいたしまして、権限については須木区内に限って助役と同等の権限をと。ただし、給料については、当時の収入役並みというような位置づけにしたところでございます。</p> <p>ですので、数字上は特別職の区長という、いわゆる参与という位置づけになっておりますので、そういった人事の取扱いもひとつは行っております。</p> <p>一つは、先ほど協議書をお示しした坂井市におきましては、そういった協議書の中でもあえて第5条のところ、区長の報酬の額は財政状況を考えて、特段の配慮をもって定めることとする。というような規定をされておりますが、通常はこういった規定はないわけでございます。財政問題を議論された結果、こういうことを決められたものと思いますが、実際にはこの報酬額につきましては、当然小林市の報酬等審議会へ市長が諮問いたしまして、その額は決定をしていくということになるかと思っております。</p> <p>この坂井市の場合は、こういったところから特別職の区長もいますけれども、報酬額についても先ほどと変わらないと思います。ちょっと金額は手元にはございませんが、権限についても副市長級の権限というようなことで定めておられるようです。</p> <p>このようなことからそれぞれの合併協議会において自治区の設置あるいは区長の設置については、協議で決めていくものでございますので、それぞれの地域特性、事情においてその権限とか区長の権限とか事情が違っております。当市の場合は、そのような経過から、副市長方式という言葉が入っているということで、御理解をいただきたいと思っております。</p> <p>ただいま区長についての経緯についての説明がありましたが、財政の中で報酬の問題になったわけですけど、どこそこの自治区についてもですけど、何か意見等ありませんか。なかなかちょっと前に進まないんですけど。</p> <p>だから、ここは特別職の区長を置くということでやるんですよ。報酬については、特別職報酬等審議会ですら決定するということではないんですかね。</p> <p>特別職を置くということと、事務所長を置くのとちょっと全く事務所長を充てることのできるというのがありましたよね。ちょっと待って。(発言する者あり)</p> <p>そこまでできるとなってますから。その違いはあります。</p> <p>まあ一般職といいますか、定年60歳までですよ。として、その例えば高原</p>
委員長	
松元委員	
委員長	
松元委員	

	<p>総合支所、野尻総合支所の全体をまとめ上げられる人がいらっしゃると思う。その人がたまたまそうでしたけども、各総合支所の支所長が地域自治区の事務所長を兼ねているということですからね、ですから、そこに権限が、やっぱりきちんと事務所長が高原町の全体をまとめ上げていく立場の人が誰かおればいいわけですよ。</p> <p>そして、その人、一般職の人を充てれば、それで財政的な問題も解決するわけですね、あとは地域協議会っていうのが野尻町、高原町、協議会がきちんと機能すると。そして、いろんな住民の要求がしっかり新市に何ですかね、開示される、このシステムが出来上がれば、私はいいと思います。（発言する者あり）</p> <p>ちと安心感という意味で言えば、もう1人やっぱり自治区長がおった方がよかということをおっしゃっているんだけど、それで、あんまり暫定的な、大変ですよ。大変なことを私たちはこれを私は持っていかなければならないわけですよ。自信がありませんと、私はそういうふうに。</p> <p>特別職じゃなくて、事務吏員をもってやると。</p> <p>事務吏員をもって充てると、出来るということが実際にあるんですよ。それでいいじゃないですかと、そういうふうに言っているんですよ。</p> <p>要は、組織機構そういうものをきちんとつくり上げておくということが大事であって、住民の人たちは「編入じゃげな」と、あえて言えばですね。「編入じゃげな。もういよいよ小林市になれば、おいどんの意見はなかなか届かんじゃねどかい」という懸念とか不安があったわけですよ。</p> <p>まだ例を出しますけども、私は須木との合併のときに、鳥田町と内山に行きました。内山に行ったら、内山の人たちがですね、「何ごて高原と合併せんかったっか」これなんです。生活圏が野尻と近いわけでしょう。そういうことをおっしゃいました。だから、そういう意味ではですね、地域住民の人たちは、例えば年配者、お年寄りであればお年寄り、あるいは子育ての世代の人であれば子育ての世代、そういう人とそれぞれが持つてる感覚ちゅうの違うんですよ。何をもって合併なのかと。今、当面自分の生活の当面する問題が、ほんとにメリットがあるのか、デメリットなのかというのが、やっぱり一つは僕は判断の尺度にされるのかなという感じも持ちました。</p> <p>そういうことを考えるときに、そこにいろいろ各界、各戸、階層、年齢層にもよって懸念とか不安は違うと思ってるんです。そこらをどんなふうにしてまとめて、ちゃんと行政というシステムをそこに意見反映ができるかなと、そこを私たちはこれから新しい市をつくるに当たって、1番腐心しなくてはいけないところかなと、私はそういうふうに思ってるんですね。</p>
委員長 松元委員	<p>今、松元さんが言った地域協議会のこの組織ということで作ったじゃないですか。地域協議会の組織をですよ。</p>
坂本委員	<p>はい。地域協議会を置くということで決まったですよ。（発言する者あり）その機能はしっかり。そこは事務所長があたってもいいよということになってるわけですから、それでいいじゃありませんかと。</p>
松元委員	<p>特例で区長を決められてますから、今そのことを。</p>
委員長	<p>一応この5番、6番、7番、8番までですね、も1回、再度持ち帰って検討していく必要があるかと思しますので、よろしいでしょうか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）</p>
委員長	<p>それでは、申し訳ありませんが、一応9番から入りたいと思います。</p>
	<p>地域協議会の組織及び委員の選任・任期にそって、前回もちょっといろいろ意見が出まして、須木は現在10人ということで、人口的にみて高原、野尻は多いから、15ないし20人とか意見が出たんですが、これについては一応意見を伺いたいと思います。</p>
竹之内委員	<p>先ほど早とちりしましてすみませんでした、やはり10名じゃ高原の人口1万人という中で、機能しないと思うんですね。この委員会というのは、人間が多いほど議論が、いろんな議論が出てくるわけですね。そういう中で、やっぱり15名程</p>

委員長	<p>度は最低必要じゃないかなと考えております。</p> <p>今、竹之内委員の方から15名ということが出ましたが、ほかにございませんか。</p>
淵上委員	<p>淵上委員。</p> <p>定数、なかなかやっぱり人数の大きい部分ではないんですけど、やっぱり適当なそういったものは必要であるというようなことです。そして、今竹之内さんがおっしゃったように、やっぱり各市町の団体もありますが、そういったいろんな方面から見たときに、やっぱりそういったいろんなもろもろの団体だとかいろいろありますけど、そういった中の意見も十分集約するためには、野尻の方としても15名ぐらいが適当ではないかなというふうに自分は思っております。</p>
委員長 松元委員	<p>今高原、野尻から出ましたけど、小林さんどんなですか。</p> <p>私ですね、訂正でこういう資料を皆さんお手元にですね事務局をして挿入していただきました。ここのですね、これは恵那市の例ですけれども、真ん中の資料3という、こういう横のやつがありますが、これぜひ参考にしていただければと思うんですが、恵那市の各地域自治体の状況一覧表というのがございます。</p> <p>あくまでも参考です。これは私ども特別委員会で行ったときの、研修に行ったときのいただいた資料なんですけど、ここを見ていただければですね、13地区にあるわけですけども、5町が新たに加わって新恵那市ができてまして、協議会委員数っていうのがちょうど各欄真ん中ほどにありますね。</p> <p>個々ですもう。28名だとか20名だとか、あるいはいろいろ。これがですね、例えば3、4ページ目にあります恵那市地域自治体地域協議会構成員選任規約というのがあります。その前の条例がありますね。1ページのところに。資料2というのがございます。30人以内で組織すると。ここは、私はまだほかにも玉名も違いましたよね。それぞれですね、これについては、これからの新しいまちをどんなふうにつくっていくのかを、やっぱり私はそれぞれの形態はあっていいと思うんです。</p> <p>例えば、高原、野尻、小林。小林を幾つの町づくり委員会を作るかとか、そういう数にもよると思います。私は、玉名の場合はちょっと違いましたけれども、仮に野尻さんを例にとり、仮にですよ、5つつまちづくり委員会を作ったとしますよね。当然、そこから1人ぐらいは、この協議会のメンバーに入っていくということが大事なかなと。</p> <p>そうすると、それぐらい委員会ごとの意見というのも、協議会の中にも反映できますよ。協議会で決まったことが、むしろ行政執行部に届きますよという、これがルートができるんで、私はこれが恵那市が強調されたのは、一番表にありますこの図を見ていただければ、左が地域協議会です。右側がですね、ここのところがほかの他市とは合併されたところは違いますと。</p> <p>まちづくりとかいろいろあられるんですけども、私たちはここのところは、もう全く表裏一体の問題だと受けとめて、こういうのを作りましたと。実行組織だと恵那市は言っていました。この実行組織が、しっかりと地域協議会と結びついていることが、極めて大事だということを私は強調されました。</p> <p>私はこれを恵那市に行って、あ、そうかと思ったのは、須木さんと合併しましたけども、大体必ずしも私は100%うまくいったと思いません。これは1番冒頭、須木の委員さん誰でしたかね、あの人もおっしゃったように、これから今だんだんよくなってきているということをおっしゃってるんですね。</p> <p>この協議会と、まちづくり委員会をつくるとすれば、ここをしっかりと連動していかないと、いわゆる私さっきから言ってるのと、またつながるんですけども、住民の方々の懸念とか不安というものが払拭できませんよと。私は、そういう意味で言えば、高原、野尻、小林にどういうまちづくり委員会を幾つつくるかのことも念頭に入れて、少し人数は10人あたりに決めとった方がいいのかなという私は気がするんですよ。</p>

<p>委員長 竹之内委員</p>	<p>通常は、例えば10人ぐらいとか、そういうのが一般的には多いようですけども、そのかわり11番とも関連しますけども、報酬はそのとき、そのとき集まったときの日額報酬でない、なかなか難しいのかなど。月額報酬というのは難しいかなど、そういうふうには私は思います。</p> <p>今松元委員からございましたが、ほかにございませんか。</p>
<p>松元委員</p>	<p>いや、私は先般小島委員が12名以内という話をされたもんだから、遠慮して15名ぐらいという話をしたんですけど、あまりにも大き過ぎると、これがダラダラしてくるから、やっぱり15名から20名以内というのがいいくらいの協議会になるんじゃないかなという気がします。</p>
<p>委員長</p>	<p>すみません。人数を私は言いませんでしたけども、例えば学識経験者がとか一定のこの枠を決めますよね。これ7、8人決まっちゃいますよね。あとがプラスアルファ15人だったら、この公募も入れれば少なくなりますよね。つくったまちづくりの代表も入れないということじゃ、いけないと私は思うんですよ。</p> <p>例えば小林だったら、例えば10のまちづくり委員会ができたと思いますね。この代表の10人は、ぜひ私は入った方がいいなと思いますし、学識経験者もあってとか、そういうのが私は必要かなど。</p>
<p>赤崎委員</p>	<p>高原も区が20ありますから、あまり多くてもという感じですけども。野尻長さん、それはいいですかね。</p>
<p>松元委員</p>	<p>松元さん、須木の場合、地域自治区についての概要というか、村づくり何とかっていうのがあるんですか、実態で。</p>
<p>赤崎委員</p>	<p>これはこの以前からあらわれてるみたいですね。1地区1品っておっしゃったですかね。（発言する者あり）これは、通常の行政区は、10区はあるみたいですよ。</p>
<p>松元委員</p>	<p>従前の形でやると。従前。この行政区割のことじゃね。</p> <p>そうですね。まちづくりのなった後の項目にも空白のところに入ってますけども、関連でいきますと、例えば私は須木の場合は、もっと見直しが必要かなど。協議会はあるんですけども、その下に10区あるところの行政区がある、あそこは行政区でやってるわけですから、ここと必ずしも連動してなかったというのが、問題点だろうと思っております。そこがきちんとできることによって、できないと、私は自治区をつくっても意味がないと思います。意味がないとは言ってませんけど。</p>
<p>委員長 松元委員</p>	<p>どんなでしょうか。一応委員について15人という形で。</p> <p>高原、須木で15人以内ってのは、ある程度妥当な線かなって。10人じゃやっぱり少ないのかなど。5つ学校区があって、そこで仮にまち、——仮にですよ。まちづくり委員会ができたと思いますよね。5人のそれぞれ代表が入っていただきましょう。知識経験者が2人、公募を2人にしましょうとか、そういう形でしたら、すぐ15人はうまっちゃいますよね。</p> <p>それもどういうまちづくりをしていくかというイメージによって、やっぱり違ってくるんじゃないでしょうか。</p>
<p>小島副委員長</p>	<p>事務局に聞きますが、人数は15名という話が出ておりますが、須木の場合、委員の選任について1から3までありますが、こういった形、区域内の公共的団体が推薦する人4人とか、学識経験が4人、公募による者2名とか、こういうものをここで正式にうたっておくべきなのか、どうなのか。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>事務局。</p> <p>前回の須木地区との協議の折には、協議書の中では、そういった何が何名というのは定めておりません。その後の合併準備段階で、公共的団体が推薦する者何名、学識経験何名、公募何名というのは、調印によって具体的なことが決まるということです。</p>
<p>小島副委員長 事務局</p>	<p>全体数が決まれば、おのおのの人数割はお任せということ。</p> <p>それについては、当然地域協議会の運営の中で定数を定めていくこととなります。</p>
<p>松元委員</p>	<p>よろしいですか。</p>

<p>委員長 松元委員</p>	<p>はい。 4、4、2で10名ってしてるわけでしょう。④を新たに設けて、各まちづくり委員会の代表も加えるものとするとか入れとけば、柔軟性がありますよね。10人ちゅうのをちょっと変えにやいかんですけど。</p>
<p>委員長</p>	<p>ほかにないようですから、もう一応15名ということで決めさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 選任については、市長が選任することになっております。 あと、委員の任期であります。2年とする。ただし、再任は妨げないとありますが、これはこれでいいですね。いかがでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それじゃ、10番にいきます。地域協議会の会長及び副会長。協議会の委員の互選により、会長及び副会長それぞれ1人を置くと。これももちろん必要ですから、これでいいですね。</p>
<p>委員長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 11番目の地域協議会の委員の報酬ですが、先ほどもちょっと出ましたが、報酬は日額報酬とすると。委員の費用を弁償するが会議に伴う費用弁償は支給しないと書いてますが、これについてご意見ありませんか。（発言する者あり） いいですか。じゃあ、そのように、提案どおりとします。 13番の地域協議会の権限とありますが、これについてはどんなでしょうか。これでよろしいでしょうか。あ、すみません。地域協議会の運営ですね。すみません。会議は会長が招集する。定例会議の開催回数は、年次計画に沿って月1回を基本として開催する。なお、会長は必要に応じて臨時に会議を開くことができると。会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。 これもこのような感じでいいですね。 13番に入りますが、地域協議会の権限。次に掲げる事項のうち、市長その他の期間により諮問されたもの、または必要と認めるものについては審議し、市長その他の機関に意見を述べるができる。 これもこのような感じでよろしいでしょうか。 14番については、また区長を置くかどうかが決まらないとできないことであって、これも一応持ち帰りになります。 それでは、次、協働のパートナーとしてのまちづくり協議会組織のあり方について、事務局の方で説明をいただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>お手元の方に本日お配りした資料がございます。地域自治組織の設置についてということで、西濃圏域1市2町合併協議会の調整内容という1枚紙の資料がございます。本日お配りしておりますけれども。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>ありましたか。 こちらのほうが、西濃圏域1市2町合併協議会というところの地域自治組織の設置についての調整内容でございますけれども、(1)にございますように、これも特例法による地域自治区をそれぞれ設置をされております。 そして、下の方には、この特例法による地域自治区を設置した以外のところの一般制度の地域自治区及びまちづくり協議会といいますのが、今、先ほど来出ておりますのが、校区単位で設置されたまちづくり協議会という組織でございます。 そのようなのを設置するよう、新市において設置するよう調整するものとするという調整方針でございます。 今回、当小委員会におきましては、基本的なその地域自治組織、地域自治区等の設置に向けてということで、特例法による地域自治区の設置については、ご確認いただいているところでございますが、当然小林市の協働のまちづくり基本指針のほうにも、校区単位のまちづくり協議会というのが、協働を担っていく担い手として設置を検討していくという方針が出ております。</p>

最終的には、協議会に提案をいたしますときには、このような形の調整方針案と地域自治体の設置協議書について御提案していくことになります。

先ほど来、松元委員さんの方からもいろいろとご提言もいただいているわけですが、その現実的な問題として、合併まであと1年半程度という中で、そういった校区単位のまちづくり協議会の設置について、現実的にどこまでをこの小委員会が担えるのかという問題がございます。

やはり、まちづくり協議会と言いますのが、校区単位と基本的になっておりますが、その区割りをして自治会を初めとして、地域団体の方々との説明会をしながら、具体的な区割りを決めて、そこで準備委員会等を設置して協議をしながら立ち上げると。そこで、地域計画をつくって事業を実施していくようなことでありますので、非常に時間がかかる作業になるかと考えてます。

先般、松元委員さんから資料としていただいた名張市の資料を拝見させていただいたわけですが、ここでも平成7年以降当時からそういった任意の組織を立ち上げたところで、合併を挟んで平成15年、約9年間かけてそういった組織をつくってきたと。

また、玉名市におきましても、合併といたら、玉名市にはそういった組織がありまして、合併後に他の玉名市以外のところの校区単位の組織を設置ということで、時間がかかる作業じゃないかということもございます。

そこで一つのご提案としては、この小委員会が校区単位のまちづくり協議会としてどこまで示すことができるのか、ということがございますので、最終的には一つのご提案としてはこのような形で、調整方針の中で、まちづくり協議会の設置について、新市において設置を検討していくと、そういった文面で調整ができないかということが一つのご提案でございます。

それと、先ほどホワイトボードの方でご説明させていただきましたけれども、地域自治体、特例法による地域自治体が約6年間設置をされまして、その後の住所がどうなっていくのかというようなことがございました。

再度ご説明をさせていただきますけれども、先ほども申し上げましたように、地域自治体が設置されますと、先ほどご確認いただきましたので、小林市高原町大字何々と、それから、小林市野尻町大字何々となります。これが6年経過した後は、こういった住所表示になっていくということでございます。

一つには、その特例法による自治体設置期間終了後に、自治法による地域自治体を設置した場合は、この住所、自治体名を冠する住所を引き続き使用できるということがございます。ただし、この場合によっては、自治法による地域自治体は基本的に新市の全地域に設置しなければならないとなっておりますので、現在の小林地区も含めて、これを小林市というのを一つの単位にするか、あるいは校区単位とか、どのようなものにするかというのは、いろんなケースがございますが、基本的に小林も含んで設置しなければならない。

となりますと、やはり地域自治体の事務所を置くと。あるいは、事務所長を小林地区にも置くということに、その地域自治体ごとに置くということになりますので、そういったことが必要になってまいります。

あるいは、この自治体名を引き続き続行するという、確認をされて、それを別の方法でやるためには、いわゆるこの自治体名を字名の方に入れてしまって、それを変更すると。ですので、小林市高原町大字何々というのを、小林市大字高原町何々、野尻町、小林市野尻町大字何々を、小林市大字野尻町何々というような住所表示変更の仕方があるということでございます。

そこでまあ住民の方から見ると、合併時1回住所が変わり、そしてここで設置期間終了後、住所が変わると。もちろん、これは新市として一体感を醸成していくという意味合いで、こういった統一の表示という意味もあるかと思えます。

ひとつ、これは一つのケースとしてお話しをしたわけですが、こういった表示が変わるといふことであれば、一つの方法としては、合併時に大字というこの大字の

	<p>部分だけをとりますと、合併時から小林市高原町西麓とか、小林市野尻町三ヶ野山というような表示になりますので、この字名の変更を自治区名と字名に分かれております。これを全体を字名としてとらえれば、実質的に住民の方から見ると、自治区名が字名に入ったということですので、表示上は変わらない。</p> <p>ただし、本来の意味というのは違うわけですが、そういった形になるということですので、この設置期間終了後にこういった住所表示になるということだけは、住民の方々に周知をしていく必要があると思います。</p> <p>それで、もう1枚、この横書きの表をお配りしております。これは、岩手県の一関市ということで、大きな地震があったところでございますが、ここでは合併前に岩手県西磐井郡花泉町永井、その下に字何々というのがあるかと思いますが、これが合併しまして一関市になりましたので、地域自治区をそれぞれ旧町で置きまして、一関市花泉町永井という、この場合は合併前から大字が入ってなかったということございまして、そこは今年の4月に2年半の設置期間を終えまして、地域自治区を解散をしております。</p> <p>その際、字名の変更を議決をいたしまして、自治区名の花泉町と永井というものを、これを字名という取扱いにしまして、花泉町永井という字名に変更をして、そのことによって住民の方々からみれば、従来変わらない住所表示になったという一つの事例でございます。</p> <p>実際には、これらの設置期間が終了して、字名を変更する、あるいは地域自治区を、一般の地域自治区を置くという事例があまり現実に出てきておりませんので、こういった点が自治法なり特例法の地域自治区の使い勝手の悪さだと言われているところもございまして。</p> <p>一関市の例は、もともと大字がなかったんですけども、結果的には住民に影響がなかったということですので。</p> <p>ただいま、事務局から説明がございましたが、協働のパートナーとしてのまちづくり協議会組織のあり方、また地域自治区（特例）期間終了後の地域自治区組織のあり方について説明がございました。</p> <p>一応これは、ここで協議はいらぬ。（発言する者あり）</p> <p>それでは、ちょっと時間の方がオーバーしましたが、再度今日の協議事項を整理したいと思います。</p> <p>2番目の地域自治区の区域と名称につきましては、小林市野尻町、小林市高原町とするということよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>また、4番につきましては、現行どおりでいいということでありまして。</p> <p>あとの5、6、7、8については、また持ち帰り再度また協議していただくということで、関連いたしまして14番もそうなるかと思っております。</p>
事務局	<p>9番目の協議会の組織及び委員の選任・任期につきましては、15人ということよろしいでしょうか。（「人、人ですね」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）以内とは違います。（発言する者あり）</p> <p>ちょっといいですか。この何人というのと、何人以内というのが、一つにはこれは公募の枠を2人以内と設けまして、須木地区で実際あったんですが、公募がなかった場合に、以内にしておかないと、委員を追認しなければならないということがあります。</p>
委員長	<p>3番目の公募によるものということで、なかった場合があるということで、これ以内にした方がいいということで、以内をお願いいたします。</p> <p>10番目も、よろしいですね。</p>
委員長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>11番目も、これについては再度また協議するというところで。</p> <p>12番につきましては、これでこのまま原案どおりと。</p> <p>13番も原案どおりということでございます。</p>

赤崎委員	<p>それでは、続いてその次回、3番の回りの検討事項についてを説明お願いいたします。</p> <p>ちょっと事務局に質問したいんですが、いいですか。協働のパートナーとしてのまちづくり協議会組織云々ですよ、いいですか。そのことに関連して、先ほどの玉名の1市3町の合併の問題とか、それから、松元委員が前回持って来ていただきました名張市、これを見ましても、やっぱり行政区割、組織、自治公民館とか、こういったものがやっぱり脈々として基盤組織に位置づけられておると。</p> <p>それで、名張市なんかは、歴史的に根づいた自治公民館あたりの一種の固まりの中で、ああいった市長提言の場面まで波及したということになりますときに、小林の場合も、やっぱり新市、指針が出ていますよね。あの辺でちょっと確立された一つの目処というのが、ある程度位置づけが明確でないと、これとの関係が何かこれ一環的に迫っていくことが非常に難しいようなんですね。競争的につくられたってだめなんじゃないのかなと。</p> <p>小林市の将来を見据えた中での行政の組織ですね、普遍性をどうするのかと。須木が10区あるけれども、10区の見直し、うまくいっているであろうと思うが、そういったことも含めながら、須木の地域づくりの中でどれぐらいの区割編成が必要なのか、野尻、高原はどうなのか、そういうようなところも含めながら、そういったビジョンを持ちながら、こういった問題について考えていかないと、その中核の基盤組織が何なのかということを見たときに、全部ながら見当で後発的に終わってしまう。</p> <p>玉名市の場合は、やっぱり分館教育というのがあって、あそこでやっぱり1館1輝運動っていうのがあったわけですね。結局、あれは脈々とやっぱり、次の新しい新市体制の中にも輝いておるわけですね。そういうふうになっとるわけです。やっぱりよく冷静に見ると、やっぱりそこ辺は格差の問題が内在しとるわけですね。そういうことになると、やっぱりその辺を含めてその辺を見ていながら連動させていかないと、どうも大枠現象になってもいかんがという気がせんでもないんですが、余計なことかもしれませんが、その辺ちょっと。指針の影響が大きいと。新市に占めます大きい存在になると、そう思います。</p>
事務局	<p>先ほどもご説明をさせていただきましたように、小林市におきましては、協働のまちづくり基本指針というのが今年の4月にできていまして、それに基づいてまちづくりの方向性が出されているということがありますけれども、その中に校区単位のまちづくり協議会の設置検討、そのことによって今の今日の再慮といえますか、自治に対する市民の意識というのが安定してきて、今のようになってきているというのがありますから、そういった意味では今後の行政と市民とが手を携えていくことがあろうと。</p> <p>ただ、これにつきましては、委員さんもおっしゃられましたように、従来からの流れの中で、地域でつくられてきた公民館活動とか自治会活動、あるいは学校区単位の活動といったようなものが連動して、その上で先ほど来松元委員さんがおっしゃってますように、地域協議会と連携を強化していかないといけない組織だろうと思いますし、やはり地域協議会とはまた若干違った、実動的な協働を担う組織だとは思いますが。</p> <p>ただし、それを組織化したときは、非常にその行政が協働を進めていきたいと、あるいは住民の方々がもっと自分の地域に対して誇りを持って自治区をつくっていただきたいというようなことを、行政の側からも十分御説明をして、理解をいただいて組織づくりをできる地域からやっていかないと、スタート、ヨーイドンで同じようにはいかないだろうと思っております。</p> <p>一つの考え方としては、そういった地域性が既に確立されているようなところから、モデル地区みたいにやっていく。そのようなことを考えますと、これを合併ときに地域自治区の設置と同時に、まちづくり協議会もスタートしていくというのは、スケジュール的には非常に厳しいのかなと考えております</p>

<p>委員長 事務局</p>	<p>ただし、当然指針が示されておるわけですので、そういったまちづくりに向けて協議しながらやっていかなければいけないと。今の段階で申し上げられるのは、そういった段階でございますので、新市において設置について検討していきますよということを、調整方針を提示をさせていただきたいということでございます。</p> <p>設置をして、今後また調整していく。</p> <p>そしたら、もう次の次回の検討事項について。</p>
<p>委員長</p>	<p>先ほど委員長の方で確認をいただきましたように、本日、かなりの地域自治区に関する部分をご確認いただきました。先ほどありました3ページの5番、地域自治区の区長の選任についてから、6番区長の設置区間、そして7番の区長の任期、8番の区長の権限、こういったところについては、再度ご協議をいただくということで、ご確認いただければと思っております。</p> <p>なお、先ほども協議の中でございましたように、資料9ページ、10ページの総合支所の機能については、前回もご説明をさせていただいて、概ねご了承をいただいたものと私のほうも考えておりますが、もし差し支えなければ、このような原案でよろしいかご確認をいただきたいと考えております。</p>
<p>委員長</p>	<p>ステップ1とステップ2につきましては、この原案どおりでよろしいでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい。それでは、原案どおりお願いいたします。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
<p>松元委員</p>	<p>いいですか。今の赤崎さんの方からお尋ねがあったんですが、私はもう終わったのかなと思っちゃったら、まだ意見が出ているということで、事務局が説明しているように、まちづくり委員会など、あるいはまちづくり協議会などについては、どんなふうにつくっていくのかは、いろんな問題、要素、問題がありますので、我々がここでやる範疇でもないのかなと。僕らはそういうものをつくって、今後の新しいまちづくりを進めていこうやと、確認をすればいいのかなと。</p> <p>あと必要なのは、ほかのいろんな他市の合併したところの例を見ますと、地域振興課と、あるいは部とか、なんかそういう自治振興部とかですね、いろんな手立てをして、部なり課を設置されてるところがあります。そういうのをただつくる中で、行政がきちんとサポートしていくと、支援体制をつくっていくということは、おおい基本方針が決まれば、内部で行政内部の方で検討していく出来事かなと、そういう程度でいいと思います。</p> <p>そういう意味で、このステップ1の下に、このイメージ図がありますけども、この地域協議会の下の方に、たまたま空欄があるわけですが、ここにまちづくり委員会、あるいは協議会を設置すると、そういうふうにイメージすれば、私はいいのではないかなと、そんなふうに思います。</p> <p>したがって、ここに西濃圏域のやつがありますが、ここに(1)と(2)があります。こういうところで私も確認できれば、一つの方向性を我々が小委員会が示したということになるのかなと。</p>
<p>委員長</p>	<p>一応この原案のとおりでいいということですか。はい。</p> <p>それでは、ほかにまだありませんか。その他何かありませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>それでは、これもちまして議長の座をおろさせていただきます大変御苦労さまでございました。(拍手)</p> <p>入佐委員長、ありがとうございました。</p> <p>ここで、確認事項について事務局より説明いたします。</p> <p>資料の12ページでございますが、最後のページでございますが、確認事項ということで、小委員会の日程を載せていただいております。</p> <p>まず、1つ目でございますが、次回でございますが、第5回の新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催についてということで、平成20年7月31日の</p>

事務局	<p>木曜日、午前9時30分から小林市須木総合センター2階会議室となっております。</p> <p>なお、その日は午後2時からふるさとセンターの方で協議会が開催されます。</p> <p>2つ目でございますが、第6回の新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会でございますが、平成20年8月8日、木曜日、午後1時30分より、本日と同じここ小林市役所の4階大会議室で開催いたします。</p> <p>その次に、3つ目の○でございますが、第7回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の臨時開催でございますが、この点につきましては、第2回の小委員会の際に、8月22日ということで確認をさせていただいてますが、午後でございますが、協議会の方をですね、臨時開催ということで決定いたしております、8月22、21と2日間というのは大変皆様に御足労をかけるので、8月22日の小委員会の方を8月21日の木曜日に変更して、ここ小林市役所の4階大会議室で開催する予定になっております。</p> <p>4つ目の○でございますが、第8回の小委員会の開催につきましては、平成20年の8月28日の木曜日、午前9時30分より、高原町総合保健福祉センターほほえみ館の中研修室で開催する予定になっております。</p> <p>なお、その日も協議会の方が神武ホールのほうで開催されるということで、午後1時30分から開催するというでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>本日、第4回の小委員会を開催させていただきまして、また31日には第5回を開催させていただくわけですが、合併協議会等の資料につきましては、本日付で発送をさせていただいたところでございます。明日はお届けできると思いますが、この小委員会の資料につきましては、ただいま協議いただいたばかりということでもございますので、資料の発送がちょっとお時間をいただきたいと、了承いただきたいということで、お許しいただきたいと思っております。</p>
委員長事務局	<p>よろしいでしょうか。ご理解お願いしたいと思っております。（発言する者あり）</p> <p>小林市の委員さんにつきましては、本日お渡しいたしますが、そのようにご理解いただきたいと思っております。</p> <p>ほかにないでしょうか。——ないようでしたら、以上をもちまして、本日の小委員会を終わらせていただきたいと思います。大変お疲れさまでした。（「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり）お帰りの際は、交通事故等に気をつけてお帰りください。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">午後4時49分閉会</p>

会議録署名委員 種子田 與市

会議録署名委員 淵上 貞継